



宇和島藩士八十島治右衛門

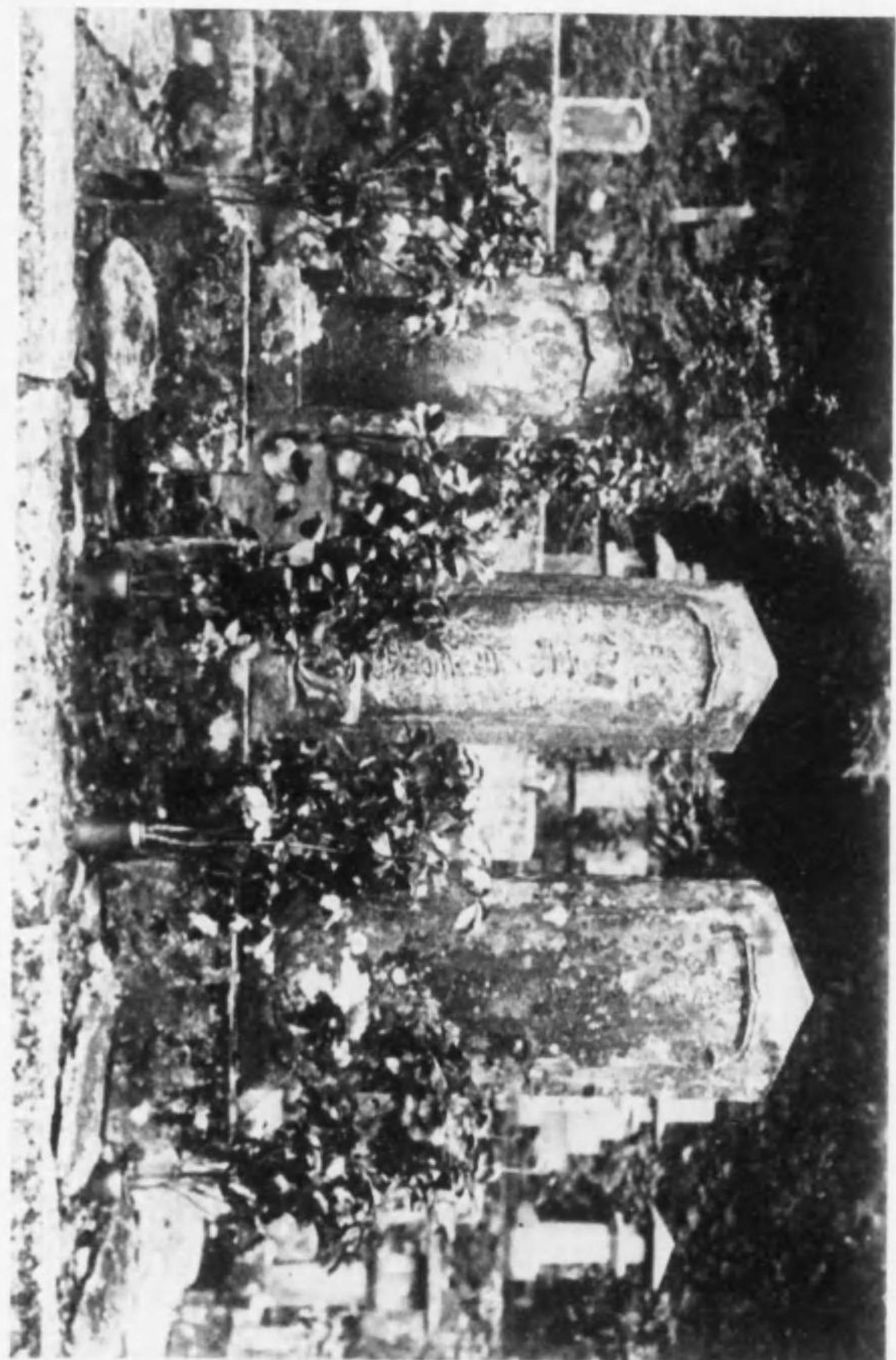
隆觀

の話

始



特261
640



八十島親陵大夫及親明墓（金剛山）

八十鳥観隆ノ受ケタ七割判物

萬石松之印

1990-04-10

— 1 —

১৯৪৭-১২ একাডেমিক বর্ষ

卷之三

卷之三

寒山子集

親隆御臺所支配タシノ記録末文（兵頭賢一藏）

有事切勿
輕舉妄動

左文子陳方仲叔如夏侯羊

万历己亥同叔月吉日

卷之九

音天氣乎倒眉也

卷之二

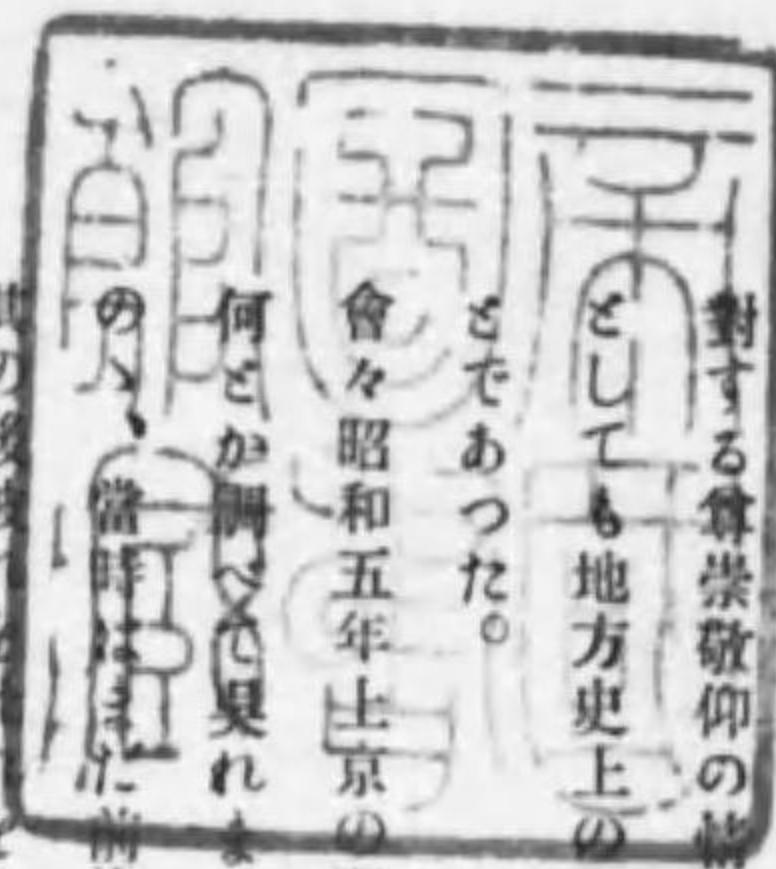
大　　會　　中

八十島先生をして御手本に
お詫びを申す事は既に古事記の如き
とよしの御心を承りてお送りする事無事
相手度異食は止む事無く御一者は
すと見立てる。且五古事記を御存
信有り候る印年寄もお送りする事無事
ゆき御心を申す事は既に古事記の如き

御　　御　　御　　御　　御　　御　　御　　御　　御

は　　し　　が　　き

故八十島親徳氏は其の継承の家祖八十島治右衛門の事蹟を知りたいとの希望を屢々寄せられた。其の令弟八十島樹次郎氏も亦同じき希望を持つて居られた。之れは其の家祖に對する尊崇敬仰の情から出られたものであることを云々する迄もない事であるが、私自身としても地方史上の人物として其の事蹟を知りたいと考へて居たのは久しい前からのことであった。



會々昭和五年上京の際、親徳氏未亡人並に樹次郎氏から直接に「来る二百五十年祭迄に
何とか御伏せ呉れまいか」との依頼を受け、私としての探究熱も自ら高められはしたものの、當時はまだ前途の見込も立たず、雲を擋むの感があつた。

其の後彼れを此れを志して居る内に一つ二つと資料が現はれて来て、不完全ではあるが、此の小冊子を書き得るまでになつた。記述も整うては居ないが今日迄に誰人も纏め得なかつたものを纏め得たといふ自信はある。

斯んなものでも、故人の生前に御目にかけることが出来たら、定めし喜んで下さつたであらうと、甲斐ないことを考へもする。

茲に稿を終るに及んで、恭しく其の靈前をとほして両家の囁に應へることとする。

昭和十二年三月

記述者

凡例

一、八十島治右衛門を現はすに、主として「故人」の二字を以てした。

一、所々敬体の言句がある、他意はない。時の宜しきに隨うた。

一、資料に對しては力めて原文を崩さない方針を探つた。

一、年號月日の下の數字は皇紀年數である。主として要する個所と認たるに記入した。年表中に於ても同様である。

一、特に「註」と書いた個所以外、行文中の割註が數々ある。一瞥を望む。

一、此の他は夫々各章の初めに書いておいた。

終に臨んで、故人の事歴其の他を知る爲に侯爵家の舊記を見る事を許されたのは、何といつても好都合であつた。其の他縣内外各地の人々の多大なる助力を得た。行文中に書いた外は一々其の芳名を擧ぐる邊はないが、此處に謹みて感謝の意を表する。

年表

寛永元年	二六四	八十島治右衛門生る
同 十六年	三九九	金澤藩主光高襲封す
同 十九年五月	三〇一	日出藩主木下俊治襲封す
正保元年四月	三〇四	日出藩主木下俊治初めて封地に入る
慶安承應の交		坂本兄弟 <small>十兵衛 延岡</small> 市郎右衛門を去る？
據て十兵衛は將軍家御弓組に入り、市郎右衛門は日出藩に仕ふ		
明暦三年	三二七	吉田へ三萬石分地
萬治元年十一月十五日	三二八	八十島治右衛門新知百五十石を宛行はる
萬治元年閏十二月十四日		八十島治右衛門御臺所支配被仰付
同 年		同 坂本氏と結婚す？
此頃	三二〇	坂本十兵衛永政南部重直に仕ふ 盛岡藩
同 三年		八十島半七親明生る？
寛文元年	三二二	此頃八十島治右衛門改名す？ 前名、平兵衛

同 年四月三日

日出藩主木下俊治卒す

同 二年八月十日

二三三

八十島治右衛門知行貳百石に加増せらる

同 年十一月十五日

同 鈴木忠右衛門組に入る

此頃

同 元繕役と爲る?

同 四年八月十三日

二三四

忍田又三郎吉田苦事の件にて江戸より歸藩す

同 四年九月二十七日

二三三

八十島治右衛門郡奉行を兼務す

同 同年十二月

二三七

南部重信兄重直の遺領をつぎ、五年五月封地に入る

同 同年七年

二三七

八十島治右衛門目付役として巡檢使を國境に見送る

同 宽文九年正月四日

二三九

八十島治右衛門免替事務に携はる

同 同年二月廿二日

二三〇

同 謄訟の事に携はる

同 同年十年十月

二三一

内拵檢地始まる。八十島治右衛門之れが頭取たり

同 同年十一月十五日

二三一

忍田又三郎新知百參十石を宛行はる

同 同年十二月三日

二三一

八十島治右衛門御野始の行列に加はる

同 同年三月二日

二三一

同 明源寺と淨滿寺との苦事を裁許す

同 十二年四月

二三一

此の時編纂の桑折宗臣の「大海集」中親明の句見ゆ

同 同年十一月二十日

初代坂本市郎右衛門日出にて卒す

同 同十三年春

内拵檢地の事終る

延寶元年正月三日

二三三

八十島治右衛門御野始の行列に加はる

同 同三年

二三三

坂本十兵衛永政盛岡にて卒す八十島夫人の實父なり

同 同四年四月十七日

二三七

八十島治右衛門領内繪圖の作成を命ぜらる

同 同五年六月廿六日

二三七

坂本十兵衛永政盛岡にて卒す八十島夫人の實父なり

同 天和元年六月

二三一

八十島治右衛門目付役として巡檢使一行に隨行す

同 同年三月七日

二三一

同 他領との交易につき町中に命令す

同 同二年十二月九日

二三四

同 藩主より御料理を下さる

同 同三年二月十五日

二三四

同 隠居被仰付家督は親明相續す

同 同四年同月廿九日

二三四

八十島半七親明御屬性勤を罷め表侍と爲る

同 貞享二年十月廿八日

二三五

父子湯治歸り及結婚の御禮

同 同三年九月十二日

二三六

八十島治右衛門夫妻城外に隠栖につき優遇

同 同年同月

二三六

八十島治右衛門夫人鎧及鎧樓を太平寺に施入す

同 四年八月 二四七 八十島治右衛門藏經及經藏を正眼禪院に施入す
元祿二年二月七日 二四九 同 卒去す
同 九年七月四日 二五六 同 卒去す
寶永五年七月廿八日 二五六 八十島治右衛門夫人卒す
同 六年六月 二五九 日出藩士坂本市郎右衛門永重八十島夫人の一週忌の爲に
享保十年八月 二五六 金剛經及普門品を書寫して正眼禪院に納る
同 十七年 二五二 八十島貞庵尙泰金澤藩に召出さる (字和島八十島氏)
同 廿年三月廿四日 二五三 坂本市郎右衛門長重日出藩にて卒す
天保七年七月十六日 二五六 藩主伊達宗紀公八十島の名跡を再興せしめらる (八十島治右
衛門の卒去す
より數へて百四十
八年目にある)

目 次

は し が き 年 表

總 括

一、故人の字和島に入りたる時

屋敷—吉野生村の八十島家—御判物—忍田又三郎—故人の字和島入は秀宗公
時代

3 1

6

二、故人出身地の搜索

徳川幕府時代初期の浪人—暗中の摸索—普門品跋文—延岡藩の坂本家—日出
藩の坂本家—盛岡藩の坂本家—搜索の方針變換—越前坂井郡の八十島家—金
澤藩の八十島家—八十島家の數々—富山藩の八十島家—想定—二三の問題
三、字和島藩士としての其閱歴 其一家

御臺所總支配—旗本組の一士—元縊役を経て郡奉行—目付役—税率の變更—

29

聽訟の事に携はる—私生活其一—檢地事業に頭取—御野始行列中の故人—私生活其二半七親明—領内繪圖の作成—私生活其三—巡檢使の接待—當番に付お寺へ不參—御料理御相伴—故人の退隱と半七親明の相續—親明の結婚—親明卒去—隠栖と優遇—故人卒去—夫人卒去

四、故人に就ての傳説と夫婦に對する疑

傳説其一—傳説其二—傳説其三—傳説其四—傳説に對する疑

五、寛文の檢地と故人

檢地の目的—六尺竿の實施—闇持制度—元祿の高直り

六、家名再興の次第

天保の檢地—文武の達者土倉中—故人の遺績追念—家名再興の議—名跡相續被仰付—再度の拜辭—拜辭不被聞届

此處に問題が殘る

73

蕨生、出目の両八十島家—故人の子女六人—第四女は三瀬長右衛門の夫人なり—第六女は蕨生に嫁し、か、或は梶谷助左衛門に嫁し、か—蕨生の過

去—證跡なし—出目の過去—證跡なし—何が故に御判物は蕨生に存するか
—蕨生八十島家の墓碑—問題は板坂家—蕨生出目兩八十島家の舊姓は板坂—板坂家と金澤藩—故人も亦金澤地方出身者—故人卒去後の夫人と板坂家—御判物持傳の理由—三瀬家

再興八十島家家祖の略歴

七、其後の八十島家

言

87 83

八、結

宇和島藩士八十島治右衛門の話

兵頭 賢一述

総括

宇和島藩主第七代伊達宗紀公の小傳「春の山影」の中に八十島治右衛門の家名復興のこと

を書いて、

天保七年土倉長貞の弟中を以て故八十島治右衛門の家名を嗣がしめ、虎之間に列せらる。八十島治右衛門は寛文・天和の頃内外政務の要路に當りて殊功あり。特に御領内田畠の總檢地を行ひ、各種運上課役の整理を斷行し、其他藩廳諸般の制度を釐革し、政務を一新して、君國の爲に貢献したるの功頗る大なり。後退隱して其子半七幾くもなく天死し、又家名を継ぐ者なし。當時藩廳に於ては、同人の勤功に對して、速に相續者を定め永く其家名を継續せんことを懇諭せられしも、餘に血統の者なしとて、遂に家名相續の事を申出です。此に於て、其一生は隠居料を給せられ、御領内任意の所

に住居することを許され、悠々自適世を終ると共に其一家は断絶せり。而して今や公の御代に及び、功臣の家名永く断絶せるを遺憾とし、百方血統の者を物色せられしも遂に判明せざりしを以て、藩士の子弟中文武の才能に長じたる者を擇びて其家名を復興せられたり。

である。今から書かうとする此一小冊は、之を概言すれば、此一節の布衍若くは具體化さるべきものである。項を分つて、

一、故人の字和島に入りたる時。

二、故人出身地の搜索。

三、宇和島藩士としての其閥歴、其一家。

四、故人に關する傳説とそれに對する疑。

五、寛文の檢地と故人。

六、家名再興の次第。

七、其後の八十島家。

八、結　言

とし、資料の在るがまゝに叙し且つ説いて行かう。

此の機會に於て豫め領會を願つて置きたいのは、

此の小冊は、やさしく題して「八十島治右衛門の話」とした。これは、老人が孫を集め、故人に關する正確なる昔話を、その昔話をとりしらべた経過とを併せて、ゆる／＼叙述して聞かせるといふ風な、あまりかぎだたない、やさしいものにして見たいといふ心持を示したものである。隨つて、古文書を援用したり他の文章を移したりする場合のほか、くざくざしいやうでも、力めて通俗的に書いてみたい。

と考へて居るといふことである。

一、故人の字和島に入りたる時

故人は宇和島藩主第二代宗利公に召抱へられ、同公に仕へたといふが、從來聞いて居た事であつたが、現存する舊城下圖中、藩祖秀宗公時代即吉田へ分知以前の圖に、今の市内神田川原勸進橋の渡頭を富澤町分上手一帯に大きな屋敷が有つて其處に八十島平兵衛と記入せられてある。其の上隣屋敷に小田又左衛門、裏手が高橋左太夫で櫻町分、其の櫻町を西に下るご安藤七兵衛、梶田又兵衛で何れも二百石の上士である。當時宇和島城下に姓八十島を稱する家は唯一つであると信じて居た私は「之れが若し故人と同一人であるならば其の宇和島藩に召抱へられたるは藩祖秀宗公の時に遡らねばならぬことになるが、或は故

人の父に當る人の氏名であるかも知れない」と、斯う考へて居た。

ところが、時は昭和十年七月の下旬、久しく宿題として居た北宇和郡吉野生村大字蕨生

わらひを

の八十島家を訪問して同家所蔵の古文書を探ることを思立つて彼の地に赴いた。
之れは嘗て東京市なる八十島樹次郎氏から「康生に八十島八助なる人がある。或は此の人が尋ねる所の八十島治右衛門の後裔と稱する家の人はあるまいか」といふ意味の來信があつたからの宿題であつたのであるが、尙詳しい事は後の機会に譲つておく。

汽車中同行することとなつた宇和支廳の高住實氏並に同村小學校長岩城猛氏等の好意によつて、同大字の寺院内に於て目指した八助青年と會談するの機會を與へられた。希望を容れて快く見せて與れられたる春慶塗風に塗られた古箱には、上方に「御印判物」下方には「親隆」^{おやりゅう}と、故人の墨痕今尚ハツキリとあらはれて居る。此の古箱の中には毫頭疑を容るべからざる第二代宗利公の御判を押捺せられたる所謂「御判物」があつた。平兵衛と治右衛門との解決も亦即刻に可能であつた。(口傳参照のこと)

云々する迄もなく、萬治元年霜月十五日(三三八年)は八十島平兵衛が初めて上士として高百五十石の知行地を與へられたる時であり、夫より五年目の寛文二年八月十日は、平兵衛を改めて治右衛門と稱したる同人が、本知百五十石に五十石を加増して高貳百石の知行地を與へられた時である。平兵衛と治右衛門との同一人であるといふことは、最う疑ふべからざるものとなつたが、さて、

萬治元年は吉田へ分地の明暦三年の翌年である。此の時初めて召抱へられて新知百五十石を宛行はれたものとすれば、分知以前の城下圖に其の屋敷の現はれて居る道理がない。之れを如何に解すべきであらうか。此處に此の問題を解くべき好資料がある。

桑折宗臣(この人は秀宗の第四男で、藩老桑折宗領の養嗣子となられた方である。號を青松軒又本水と稱せられ、妻のあつたの寛文延寶間の日記がある。以下此の日記を單に文)此の日記の寛文四年八月十三日(三三四年)の條に

夜半清家兵左衛門、忍田又三郎江戸より歸由也。吉田苦事に付御使に被遣也。飛田五右衛門女房死去、佐藤源助娘也。

とある。此の一節に見えて居る忍田又三郎は、後日故人と共に所謂寛文の内拵檢地の衝に當つた人物であるが、舊記に據ると、寛文十年霜月十五日の條に、

忍田又三郎新知百參十石被下、於宇和島被仰付由

である。常識から考へてみても、吉田藩との間に起つた日黒山の境界苦事に就ての使命を帶びて江戸から宇和島に歸つた又三郎は、其寛文四年に先つこと幾年かにして藩の人となつた者と考へねばならぬ。而して彼が新知百參十石を宛行はれたのが寛文十年であるから初めて藩の人となつた時から此の新知を宛行はるる迄には少くとも十年位は経過して居るであらうことを想像し得るのである。此の事實に對照すると、故人の屋敷が分知以前の城

下圖に現はれて居ることに何の不合理をも認むることが出來ない事になるのである。

そればかりでない。新知百五十石を宛行はるるに先つて既に上士並の待遇を受けて居たであらうといふことを、其の屋敷の廣さを他の上士の屋敷に比較することによつて考へらるるのである。故人は宇和島藩の人となる前に既に名を知られて居た人であつて、特に招請せられたのではないに採用せられたのである。かとも考へ、又、浪人として江戸若くは宇和島に來た後、偉才を認められて、一時お雇といふ風があるが、之れには八十島といふ姓の者を見出すことが出来ない。

斯くして私は故人の「宇和島入りを秀宗公の晩年とする」と迄は断言し得ると考へて居る。尤、秀宗公は晩年中風に罹られて江戸を動かれず、宗時公承應二年五月卒去或は宗利公が政治を見て居られたやうであるから、初めより宗利公に召抱へられたといふ話は疑つて居ないのである。

一一、故人出身地の搜索

故穂積陳重先生の論文の中に「慶長七年から慶安四年に至る五十年間に一萬石以上の諸侯無嗣死亡の爲めに其封土を没収せられた者が六十一家、其祿高が五百十七萬九千石餘、特恩を以て減祿に止められた者が六家、其減祿高が八萬四千石である。……今慶安の軍制を標準として一萬石に平均二百餘人の士卒ありとして、除封減封より生じたる浪人の數を推算するど、少くとも拾萬五千貳百餘人の失祿者を出したこととなる」といふ意味のこととが書いてある。

斯ういふ有様であるから、當時全國各藩共に此れ等の失祿者中の優秀者を召抱へたものまた多數に及んだであらう。宇和島藩に於ても元和八年から寛永二十年までの二十二年間に追々と召抱へられた侍が壹百十人内外あるが、其の中には加幡、梶田、勅使河原外數々の浪人があり、其後、つゞいて慶安四年までに召抱へられた者十有九人の中には望月、高間外數人の浪人があり、尙此の後にも續いて居る。故人も前記した忍田又三郎も亦之に属する。珍らしいことではない。

さて、故人は何處浪人であるか。故人の舊主家は誰であり、何藩主であるか。而うして又故人の出自はどうであるか。之れも考へて見ねばならぬ。太田亮氏は斯ういふことの爲めに「家系系図の合理的研究法」を詳説して居らるるけれども、しかし、問題は霞を隔て遠山を望むの程度以上で、むしろ暗中模索の感なきを得ない。

以下概要とはいへ、長々しく取調べた経過を書いて行く。しかし、確實なる結論を得たと云ふのではないから、一見徒事のやうに見えるかも知れないが、私としては、是を見て戴く同姓（同苗字との意）の方々に對して尙一段と踏込んで其の家系、祖先の出自といつたやうなことを研究して戴きたいといふ希望があり、夫等の方々の参考に資すると同時に、私の踏んだ道を再びくり返さるの勞を省きたいといふこと、今一つは、未知未見の多くの方々から親切なる垂教指示を得たことに對する大なる感謝があるから、此の感謝の心持も表して置きたいとの考があつての事である。

想起す、大正五年七月四日附を以て故八十島親徳氏の寄せられた書信並に書類中に「普門品跋文書抜」と題して左記の一文がある。之れは後にも参照を要する貴重なものであるから全文を擧げて置く。

竊以。泰山不讓土壤。故成其高。大海不厭細流。故成其深也。嘗有八十島治右衛門親隆者。世家豫州之宇和島也。其妻鶴樓院松屋貞心大姉坂本十兵衛長政之娘而生日州之延岡也。親隆仕于伊豫太守伊達宗利君。恩惠異人。年耳順而告老於台君。授家督於嫡子半七親明。親明短命而逝矣。法名曰脫心宗白信士。親隆壯而有多子。皆不幸而死矣。親隆素雖其家富。失親明無世子。法諱號福壽院放嚴無着居士。蟄居宇和島之城畔。欲築菩提之山箕善根之土不一。故成其高也。嗚呼元祿二巳巳端月七日。罹病卒。即葬金剛山正眼禪院畢。所謂貞心大姉爲僕從弟。爲父水攻。掛巨鐘於大平禪寺。雖親戚多特受恩顧者其只僕乎。以其惠報謝集當所通書。故使紙師再瀝而軸之幅之。自書寫金剛經二卷與普門品一品。祈貞心大姉後生善處之福因。又且向無着居士宗白信士二女幻春妙仲童女三子芳天幻華童子四女實岩性貞信女五女一露全無童女六女光運壽電禪定尼。以資他冥福也。實是真如隨緣之大海不厭細流。終成其深者也。干時寶永第六歲在己丑六月日(二三三九)略縂其大概以跋後云。

豊之後州遠見郡日出城下 坂本市郎右衛門永重謹而拜書

此跋文中最初に問題とするのは、故人の夫人が日向延岡藩士坂本十兵衛の女で、延岡に生れた人であるといふ事實である。それは、

夫人の出生地と主人の所在地とは必ずしも一致するものとは云へないにしても、坂本家を探索すること、當時の延岡藩を調査することとに依つて、先づ宇和島藩の人となる前の故人を知らうと考へたのが最初であつたからである。當時の延岡藩主有馬家の略系は

……澄世文忠三年足利氏に歸し本領安堵。某年八月十八日卒す——満澄某年十月廿一——氏澄某年二月五日卒す。——貴純肥前杵島二郡を合し、本領高来郡夫人は鳥津氏なりと合す。某年十二月三日卒す——尙鑑正月二日十四日卒す——晴純永祿九年二月八十九歳卒す——義直大永元年に生れ、天文二十一年薨ぐ。天正四年五十六歳卒す。——義純天文十九年生る。元龜六年六月二十二歳卒す——晴信永祿十五年肥前有馬に生る。元龜二年と生れ、天正十四年有馬に生る。慶長十九年延岡に封せられ、寛永十八年四月二十五日卒す。五十六歳——康純永祿四年十一月二十八日生る。元祿五年四月十日以後左衛門佐と稱せしか。正保元年生る。元祿四年十二月二十八日糸魚川五萬石と爲り。同十五年十二月五十九歳卒す。一準生る。元祿十年八月廿日卒す。六十一歳。……

となつて居る。若し故人が此の藩に仕へたとすれば康純時代であり、坂本十兵衛は直純、康純の二代に及ぶであらう。然うして若し假りに故人の一族が尙有馬家に残つたとすれば急の爲めに糸魚川、丸岡にも取調が進まねばならぬ、と、斯う考へて此等の三個所を漁つたけれども、此の時には遂に八十島姓の何人も現はれて來なかつた。

於茲、一轉して坂本家の探索に移つた。日出町郷土史家菅今朝次氏の指示せられたる坂

本家の系図は詳であつた。夫人の里方を明示するものとして之れを錄し置くこと徒事ではない。

坂本家系(二)

其一

後にも今一系出て来る
から、其一としておく。
(初代、二代、三代ノ跡
姓ニ歿年ハ吉武卓三)
氏ノ指示ニヨル

增本十其術

後二南部大臣大夫殿ニ仕フ

卷之三

坂本市郎右衛門

日出藩主第二代俊治公御墓
居りはきみ狀差出シ何ニ

参ノ節八日市町人善右衛門方ニ宿泊致
テモ被召仕候様願ニ付徒士ニ被召抱。

坂本市郎右衛門
(永重)

幼年父ニ離レ、第三代俊長公御坊主、俊ニ新ニ知行六十石ヨリ
百石ニ加増[。]享保二十年三月廿四日卒

坂本與一右衛門

家督九十石、町奉行。
大筒ニ出精切来十六石ト四人扶持給人格、大阪藏奉行、子孫別系
同藩士徳永七郎右衛門妻。

坂本喜四郎
(又久四郎)(永次)

家督八十石、町奉行、山奉行。
徒士後ニ中小姓。

丁 女 女 子 子

同家中へ嫁ス

坂本市郎右衛門

幼名久米吉、家督八
山奉行、妻八南吉郎
同藩多賀新太郎養子

坂本市郎右衛門
女 優 女 子
子 助 子

幼名徳島又別藏、文政同五年百石卜爲ル、目付、町奉行早世

坂本徳慶

近習、町奉行、妻ハ家女
坂本半兵衛二男、家督百石、俊程公
早世
若クシテ歿ス



家紋 鬼の家本坂兩の同盛及出日

菅氏は此の系図に附加して「坂本市郷右衛門の日出藩に仕へたる年月不明なれども、俊治公は元和元年（三七奉）より寛文元年（三三二年）迄日出藩主たれば其間に仕へたる人に御座候。其以前は當藩には不分明、維新後高田（西國）東郡移住に付現況も不分明に御座候」といつて居られて、故人の事に就ては全く手がかりが無い。間もなく坂本家の當主永孝氏の叔父吉武卓三氏によつて前記家系のより古き時代のものを得、又亡父の傳ふる所によれば、祖先は島原之亂に戦功ありしも賞典之れに伴はず、故に去つて日出藩に仕へたるものにして、當時兄弟二人あり其一人は他藩に仕ふ無之候云々。

この昔語と坂本家の定紋が鬼の家であることを知る事ができただけれども、主目的に就ては依然得る處が無かつた。因に云ふ。宇佐郡横山村吉武氏には坂本家前記の系図が無い。卓三氏は當然の行きがかりとして探索は盛岡藩の坂本家に及ばねばならぬ。同市の郷土史家佐佐木正郎翁は問に答へて

坂本家系（盛岡藩） 其二

坂本氏 本名佐佐木

姓 宇多源 紋 鬼

フニスハマ

政次

坂本重兵衛

一系

永次

條右衛門

一本に萬治江戸にて召抱へられ三百石を賜ふ。延寶三年卒。

重信公延寶二年家督。行信公元禄中晩年致仕して知伯と號す。後是計と改む。寶永三年卒。

妻 神田種太夫定忠女

永政
母
或水清
神尾氏下同。

重兵衛

行信公元祿中家督、正徳三年卒。

妻 土岐五郎左衛門義充女。

女 渡部左太夫陽宗妻

女 威子多次右衛門吉武妻。

母 土岐氏下同。

永峰 久太郎

利幹公正徳三年家督。

妻 青木勘兵衛廣茂女

女 青木氏下同。

永精 豊端 久四郎

條右衛門

母 青木氏下同。

妻 井上甚八正休女、永精卒して後志田勇右衛門妻となる。

某 長沼市太夫 長沼善太夫宮伴養子。

某 幸吉 要吉

淺石治右衛門長政後妻。

家督

妻 菅田武右衛門妻。

角 漢

永相

母 井上氏下同

家督の後久しからずして卒す。

某 女 菅田武右衛門妻。

某 女 茂十太 兄永相養子。

條右衛門

某 實永精三男永相弟なり

妻 矢羽々小助正教女

家督

と示された。尙・翁は此の系図に添へて「之れは伯爵南部家別邸の諸家参考系図から寫取られたこと、老人或は親年頃には其商を坂本鐵太と稱したる。永政あるべき諱が政次或永督となり。十兵衛が重兵衛となりて居ても今は同一人であるといふことを疑ふには反ふまい。故人の關係は現はれて居らず、手がかりもないこと前に變らない。

茲に坂本家をとほしての證案に一段落をつけんに臨んで、故人の出身地に對する疑を書いて置きたい。探索の方向を轉換する理由となる。

一、先づ日出藩の坂本家を考へる。

木下俊治の家督相續は寛永十九年五月であり、初めて封地に入つたのは正保元年四月である。而して寛文元年參府の途中四月三日に三河の驛舎で卒して居る。市郎右衛門の召抱へられたのは正保元年から寛文元年迄の十八年間に於てである。

一、次に盛岡藩の坂本家を考へる。

南部重信は寛文四年十二月兄重直の遺領の内八萬石を享け、同五年五月に初めて封地に入つて居て、此の年十二月は在國中と考へらるる。江戸にて召抱へられたとする、「一本萬治中重直公」とある方を探りたい。之れを假りに萬治三年とする、寛文元年の前年に當る。將軍家御弓組と爲つた時は承應若くは明暦年間と假定する。此の兄弟は同時に延岡藩を去り、一は江戸へ一は日出へと志して互に相前後して召抱へられたとする、其延岡を去つたのは慶安承應の頃であつたであらぶ。島原亂平ぎたるは寛永十五年であるから、承應元年まで十五年になる。吉武卓三氏が其父君から聞かれたといふ「論功行賞に對する不平が理由となつての去國」といふこともうなづかるやうである。

一、次には故人の結婚時を考へる。

普門品跋文中に「年耳順にして老を台君に告ぐ」とある。故人の退隱は天和三年であ

る此の事から、此の時六十歳として生年に遡及すると寛永元年に當り、承應元年には廿九歳になつて居る。此の時既に結婚して居たとすれば、故人は先の推定通り、延岡に在つて岳夫と行動を共にしたであらうと考へるのが常識である。

然るに、一方故人の継嗣半七親明の結婚は貞享元年である此の事も亦後出する此の時の年齢を廿五歳と假定して置く。之れは書記の示す通り性來病弱であつた事からの假定斯うすれば、親明の生年は萬治三年で、故人が新知百五十石を與へられた年の翌々年に當り、故人の年齢は三十七歳となる。親明は長男である普門品跋文による二十九歳の頃から三十七歳に至るまで子無く其の後に至つて「壯にして多子有り」前同といふやうになつたとは考へ難い。於茲、故人の結婚は宇和島藩の人となつて後ではなかといふ疑が起る。同じく普門品跋文中に「こゝに八十島治右衛門親隆なる者なり世々豫州の宇和島に家す」とあるのは、坂本家では宇和島藩の世臣八十島氏へ嫁せしめたといふことを現はしたものではあるまいか。斯う考へて来るが、故人は延岡藩の人であつたのではなく、其の出身地を他に索むるが至當ではないかいふ疑を生ずるのである。坂本家との結婚關係は江戸邸に於て生じたと考へるのに難はない筈である。

之れより先、まだ日出藩の坂本家に就て調査中のことであつた。八十島樹次郎氏は其の少壯時の學友に八十島五郎右衛門氏があり、越前の人であるとて、其の現住所を示された

越前は關心の地である。それは、單に丸岡_{有馬氏の舊地}を考へたばかりでなく、福井藩に就ても
或は？ といふ一問題を持つて居たからである。それは

秀 康 廉長五年越前を領し
同十三年四月薨す

光 長 忠直の長子、寛永元年忠昌越前を繼く時高田廿四萬石を受く、延寶九年松山に隠され後歿する。寛永四年卒す年九十二。

忠 昌

元和五年三月高田城主と爲り、寛永元年福井五十二萬石を領し、正保二年八月薨す。年四十九。

稻 姫 光長の女、萬治元年四月廿七日入奥。伊達宗利の夫人と爲る。

といふことになつて居るからであつた。況や同姓の家に就て探るといふことは一段望の多いことである。即ち交渉した。回答の要領は

越前坂北郡藤島超勝寺第三世功尊退隱の後加州能美郡三ヶ莊大垣村に住し、定地坊と稱す。同寺第四世蓮超の子實顯の次男勝祐定地坊を相續_{元龜天正の頃兵亂の爲め大垣村を去り越前坂北郡木部の郷高柳に移住す。}勝祐老年勝祐の子實勝隱居して嫡子巧圖相續す。勝祐の次男宗祐置髮して五郎右衛門となり。定地坊の東方傳來所有の地に別居し一家を起す_{天正の末}之れを八十島家の祖先とする。其の後連綿今日に至る。家系中、平兵衛又は治右衛門を見ず家紋は丸に鷹の羽_{並ぶ}

といふに止まつた。之れに據るご氏の出身地は福井縣坂井郡の木部村である。從來一村に同姓のものが多いと考へるのは常識である。此の常識から木部村内の三小學校長に對して其の校下に八十島姓の家有らば其住所姓名を知りたしこ交渉した結果、茲に十戸あることを知ることが出來た。後日更に木部を中心として附近十有五ヶ村を探してみると、更此の頃又長崎、宮崎、大分、石川、富山、新潟各縣の職員錄をあさつて金澤市の中等學校教諭に八十島千里氏あるを見出した。依て此の家と木部から選んだ二三家に属するに

系圖が有るならば特に慶長より寛文までを出来るだけ詳に知りたい。

無くば分つて居るだけの略系を知りたい。

分れば姓の由來を知りたい。

古來用ひらるゝ家紋を知りたい。

丸岡藩（福井藩、金澤藩）との關係あらば知りたい。

他に同姓の家あらばそれも併せて知りたい。

なごのことを以てした。例を追ふて返信の要領を擧げねばならぬ。

今井區の八十島繁氏は

古い事は分らない。丸岡福井両藩との關係有無も明かならず。家紋は古くから三菊子姓の由來また不明_{尙附記して、宗教は昔は天臺宗今は淨土宗、當村の八十島は蓮如上人時代よりも古くから在ると聞いて居る。野中區の八十島清氏方は娘の八十島五郎右衛門氏方の下男なり}

しが、八十島姓を貰つて野中區に轉じたるものなる由。八十島五郎右衛門氏方は高柳區の八十島九十郎氏方の分家にて、九十郎氏方は同村中の八十島一統の最古の家なりとは一般の信する處と云はる。

高柳區の八十島九十郎氏は

元祖は八十島五郎右衛門法名は釋宗祐、元和三年丁巳年三月廿五日卒す。

五代目九左衛門の願にて八男を分家した始祖五郎右衛門家

家系中に尋ねらる人と同名の者なし。

家紋は丸に鷹の羽、立たか。

金澤市の八十島千里氏は

家系は判明しない。家紋は三ツ巴。由來明かならず。姓の由來も不明。

菩提寺西養寺に就て調査したるに、前田家典醫に八十島東庵といふ人あり。此の人の後裔にて現に醫業に從事せらるゝ方二軒あり。一は八十島剛氏(東京市杉並區上高井戸三丁目五百八十番地)。一は八十島外衛氏(横濱市中區問門町二ノ三五三〇)。寶曆中前田美作の家臣に八十島權三郎といふあり、之れが自分の家に属する人である。

此の金澤市の兩家に就ては尙京都市なる知己をとほして調査して貰つたが、結果は大同小異であった。後日更に金澤市火除町日置謙氏(候爵家勤務)に尋ねると、八十島剛氏方なるべしとて

貞庵尚綱——享保十七年(三九三年)被召出、寶曆十二年卒(先代壽三は町醫)

貞庵尚泰——初東庵、祥庵、壽三。寛政三年卒

東庵——文化九年卒

貞庵——文政十一年卒

玄仲——天保九年卒
全庵——不詳
祥庵——不詳
紋は左三ツ巴
と示さ
れた。

兎にも角にも探索は更に東京に移らねばならぬ。八十島剛氏を選んだ。此の頃八十島樹次郎氏が候御出入の醫師に八十島といふ人あり。明治年間後河茶の水あたりに開業せられた。氏は此の探索開始以来其の後を知らず。軍人にも八十島姓にて会津出身の人ありしやう思ふと傳へられた。氏は此の探索開始以来始めて見る熱心家であつた。堂々二尋に餘る長文の意見書を示された。亦要約して左記する。

一、先づ、自分の家は世々前田侯の典醫であつた。(父保太郎は維新後に人となり、順天堂に修業し、お茶の水に開業した)
一、家系中寛永より明暦までの間に尋ねらるゝ名の人は無い。

一、當家は福井又は丸岡藩と關係があつたとは聞いて居ない。
一、震火災の際書類を失ひ、前田家との關係の初めを知らない。(これは前記日置氏の指示によつて略明かになつた。(述者))
一、家紋は左三ツ巴である(男女共に之れを用ひて替紋など無し)

一、姓の由來は不明である。

一、自分が初めて史上に見たる八十島姓の人物。

關ヶ原にて豊臣方と徳川方と對陣し將に開戦せんとする際石田三成は御使番八十島助左衛門を使ひとして島津の軍に遣はし云々とある、此の人。

(述者註)之れは徳富先生の國民史家康時代上巻四六四頁、第十九章「勝敗決す」の下に「西軍の戰同正に醜なり」とある部分を指されたものである。關係の一節を抜いてみると

却説も島津の前隊は、兩側の戰同正なるも、鳴りを解めて動かず、敵兵の至るを俟つた。三成は八十島助左衛門をして、其後續援助を請はしむる再度に及んだ。島津の士は、八十島が馬上使命を傳へ軍禮を失したとて之を許めた。八十島は横槍隠せ回つた。三成は自ら來りて其の援助を請うた。豈久曰く、今日の事各隊各個に戦を爲し、各々其の力を効さんとす。前後左右相顧る暇はない。と。三成強ふる能はず、慨然として去つた。

とあるのがこれである。

纏つて、自分母方の家は姓を永原と稱し、維新後赤坐姓に復した。自分の家と同じく加賀侯に仕へた。其の祖先の中には武田家滅亡の際惠林寺に使したる赤坐七郎右衛門あり、關ヶ戦の時豊臣方最右翼として小早川隊の前方に位置したる一隊の將赤坐保直あり。此の保直豊臣方滅亡の時姓を永原と改め前田家に隨身した。當時最も勢力あり衆望を集めた前田家を望みて大阪方の士として仕官したもの少なくない。永原も亦其の一例である。想ふに自分の八十島家も亦大阪方_{關ヶ原}の落武者として金澤城下に入り、聽て仕官せし者には非ざるか。それと等しく宇和島の八十島家も亦豊臣家遺臣の後裔であつて、徳川方の忌諱に觸るゝを恐れ、仕官前の身分を明かにせざりしものではあるまい。勿論總て想像である。唯参考に供するに止まる。

八十島剛氏は尙金澤市内に同姓一戸ある旨書添へられたけれども、それは千里氏の家

であつて既に交渉済になつて居る。於茲、今は何處に向つて捜査の歩を進むべきかに磨心し、石橋_{福井國生駒同市役書館長生駒所員}、高田_{市主事}、金子_{高田市}等の諸氏を煩はしたけれども遂に何等の手がありがない。依て斯道の大家太田亮氏に纏つて見たが、之れも亦要領を得るに至らない。熟々思ふに今日迄索め得たる同姓の人々は

兵庫縣武庫郡住吉村 八十島五郎右衛門

原籍同村船區家

福井縣坂井郡木部村 今井區 八十島 繁
同縣同 郡同 村 高柳區 八十島 九 十 郎

木部村同姓中最モ
古キ家ト云フ

同縣同 郡同 村 折戸區 八十島 清
同縣同 郡同 村 同區同 郡同 村 野中區 八十島
同區同 郡同 村 同區同 郡同 村 八十島 藤 之 助
同區同 郡同 村 同區同 郡同 村 八十島 藤 三 郎
同區同 郡同 村 同區同 郡同 村 八十島 武 助
同區同 郡同 村 同區同 郡同 村 八十島 金 左 衛 門
女子職業學校 金澤市小野町 三番町 八十島 千 里 剛
東京市杉並區上高井 戸三ノ五八〇 八十島

當主ハ泰樹ニ就職
中上記ハ共ノ母堂
金澤市出身

横濱市中區間門町二

八十島 外 衛

金澤市出身

福井縣坂井郡高槻村

八十島 幸之助

現住 大阪市南區河原町一

今福 県同 郡同 村

八十島 幸三

現住 大阪市南區日本橋筋四

同 県同 郡同 村

八十島 幸吉

現住 大阪市天王寺區北日東町

同 県同 郡本莊村

八十島 権右衛門

中瀬區

の諸氏である（愛媛縣北宇和郡吉野生村及同郡心當りの方面は可なり廣く、細心留意したのであるが、此のやうに福井、石川の兩縣下、しかも一小區域に限られて意外に多數の人々有るを見ると、故人もまた此の地方と深い關係を持つて居るのではないかといふ感が起つて来る。八十島兩氏の考へらる點を附加す。しかしながら、此の感想を一段と力づけてくれる他の資料を得ない限り甚だ心細いものである。◎）

時を経て更に思ふ所があつて、いふのは柳田國男先生門下の大間知篤三氏に會つた時、その出身地を聞に思ふと話されたのに基づくのである。富山市の小柴直矩、高岡市外清水町の國澤彌吉、八尾小学校長清水徳義の諸氏の蔭によつて尙左記の三同姓を知ることができた。

富山縣守貢郡八尾町上新町

八十島 定治

左記政一郎氏が本家である

同 県下新川郡魚津町

八十島 政一郎

舊富山藩士

岐阜縣大野郡高山町 八十島 梅三郎 舊高山藩士の分家

八十島定治氏の其の實家政一郎氏によつて取調越されたる所その他による。國澤氏は定治として下さるし、清水校長は定治氏に就て詳細なる聞書を數々と示して下さつた。

系圖による。初代は三右衛門と稱し、今より二百十二年前享保十年八月（三元年）富山藩に召抱へられたる旨を書いてあるばかりで其他は一切詳かでない。それより二代茂兵衛、三代他左衛門、四代庄藏、五代金吾を経て當主政一郎は六代目となる。家紋は封入の通（此の家紋は竹の六角（角毎に節）中に九枚槌を入れるものである（述者））次に八尾町隣村野積村内舊八十島村に就ては同村舊家花島家に就て調査したるに、同家の八十島村に移住したるは今より約四百年前であるが、其の時既に八十島村と稱したこと明かである。村名の起原はこれを知ることができない。

尙調査中に於て聞く所による。飛彈高山町に馬場通八十島梅三郎といふ學者がある。家系に就てもくはしく調査して居らるること。とあつた。八十島村に就ては清水校長からも示された事であり、詳細取調を願つたのである。

地名と姓の稱呼との關係は縁々の要はない。故人の出身地を地名からも考へて見たいと思つて吉田東伍博士の地名へる八十島、萬葉集中に見える八十島などの類も地名とは繋がなかつた。附註、清水校長、八十島定治氏の此の指示は非常なる微意を以て受けたのであつた。附註、清水校長、八十島定治氏の此の

多大なる望を属しつゝ尋いで受けたる高山町からの來旨は

小生亡父平兵衛（富山藩士八十島安之進の男）故ありて安政二年頃當飛彈高山町に分家移住せり。何故か系圖紛失所在不明につき、爾來極力搜索中なるも未だ不明。機を得て高山市に就き取調を爲すの考に有之。

紋所は丸に花菱木瓜なり。

尙、第二回目の來旨は、富山市なる本家の儀は先年親戚の者をして取調べしめたるも不明の爲め今日に及べる
次第なり。（同姓のもの同市に有るも、當家とは全く縁故なし。）

といふにあつた。「亡父平兵衛」、「紋所は丸に花菱木瓜」とあるに心をひかれた。八十島五郎右衛門氏がその家祖の名を襲用せられたと等しく「亡父平兵衛」なる人がその家祖の名を襲用せられたものとすれば、といふことと、本瓜紋は朝倉廣景が但馬より越前に移りて以來北國に廣がつたものとあるからであつた。

想定

ここまで搜索をつゞけて來ると、得たる資料に就て種々なる感想が浮んで來る。前にも書いた「家系系圖の合理的研究法」の指示する方法から考へてみても多少云々すべきものもあるが、揣摩臆測的記述は今之れを避けて次の如く大體の想定をする。

富山藩の八十島家も金澤の八十島家も其の各々の藩に召抱へられたのは、故人が宇和島藩に入った時より遙に後れて居て、之れと系統の連絡を見出すことは至難であり、今日迄調べた所によると、金澤藩の侍帳には古く八十島姓の家が現はれて居ない。それ故に故人を以て舊金澤藩士であつたとは断じ難いが、後に記するやうに舊蕨生村に歸農した

る板坂氏を加賀藩士と推定するの可能なる所から推して、故人は金澤藩士と密邇の關係のあつた人、少くとも金澤城下若くは城下に近い土地に住つた人と想定する。所謂中らずと雖も遠からざるものと信ずる。

二三の問題

交渉したる各八十島家に於ては家系の古いことは不明であるといはるに一致して居る。私の搜尋も亦完く了つたとは考へて居ない。此の機會に於て敢て二三の問題を残して同姓（所謂同苗字）の諸家と共に今後なほ搜尋と考察とを試みたいと思ふ。

一、今日迄知り得たる八十島家に家紋の共通点が少ない。随つて總て一統であるとは考へ難いが、其の分布状態から考へると多少系統に關係を持つて居はしないかと思はるが如何うであらうか。

一、福井、石川、富山の各縣以外をも心當りの方面は搜索したのであるが、他に同姓を見當らない。此の姓の分布は之れに止まるであらうか。

一、某氏の記する所によるど、八十島氏は日下部姓である、家紋は丸に楓であるといつて居る。日下部姓といへば但馬を聯想せしめ、朝倉、八木、日下、日下部の諸氏を考へさる。八木氏は一般に丸に楓紋を用ひて居るやうである。而して朝倉氏は廣景の時越前に移り、之れより同氏の木瓜（窠）紋は北陸方面に廣がつたと

いはれて居る。若し家紋を用ひる八十島家が朝倉氏と關係ありとすれば、富山藩の八十島家現高山町八十島梅三郎氏の本家は舊家ではないかと思はる。又其の富山藩士といふことからして、此の一統は八尾市外舊八十島村を出身の地とし、姓苗字。此の小畠中は氏と姓とを混同して居るが俗稱による。は秀吉に仕へたことが多いからである。の由來を此の地に索むるといふこそ附會であらうか。尚、日下部姓の家には前記二種の外に次のやうな家紋を用ひて居るものがある。

雪青、丸に三箇、右三巴、丸に鷹羽、格の葉、六矢車、丸に躍。

一、八十島剛氏が其の家祖を八十島助左衛門にもどめて一説を立てられたのには心を惹かれた。前記某氏は日下部姓の八十島七郎左衛門高吉といふが秀吉に仕へたと書いて居る。必しも信するといふのではないが、一は石田三成、一は秀吉に關係して居るところを見ると、此の両者間に何か關係がありさうにも思はるゝが如何うであらうか。加能越地方に此の人人の出身地を見出し得ないであらうか。

一、今は八十島といはないでも、曾て此の姓苗字を稱した家は無いであらうか。其の家主の通稱、諱に或は其の家紋に共通点を見出すものは無いであらうか。此のやうな事から家祖搜索の手がかりを發見することは不可能であらうか。

一、位牌、過去帳、墓地はいふ迄もなく、斷簡零星的記録或は傳説等の考察も亦勿論有力なる搜索材料となるであらう。

◎

此の稿を終つて後、太田亮氏の姓氏家系大辭典の第參卷が發刊された。乃ち就て検するに

八十島 摄津、陸前、羽後等に此の地名あり。述者は此の地名は靈氣なものと見て居る。前記鳥と思ふ しむる富山縣の八十島村舊名こそ明確なる

1、伊賀の八十島氏 豊後田圖帳に「田原郷云々、小野郷一萬名十町伊賀住人八十島左衛門太郎賴忠の私領たり。六郎藏人泰廣之を借上く」と。下つて八十島石見守あり。その孫五郎左衛門に至り秀吉に仕ふ。

又石田三成家臣に八十島助左衛門あり。

2、(中略)

又越前、加賀、武藏等に存す。

である。之れも一顧せねばなるまい。

三、宇和島藩士としての其閱歴 其一家

之れから故人の宇和島藩士としての閱歴を書くのであるが、歿後既に貳百五十年に垂

んとして居る。先人の残した小傳やうのものさへなく、記録の微すべきものも亦甚だ少ない。しかしながら、辛うじて拾ひ集めた資料を年次に配列して、略々その閱歷を窺ひ見ることのできたことを喜んで居る。いろいろな古文書の文句を援用するのであるから、読みぐるしい感があるかも知れないが、趣味のものでなくて、正確を期する調査の結果の發表である。古文書其のまゝの援用は讀者の爲めに其の正確感？を強むるものであると信する。

次のやうな古い規程がある。

七四 御臺所

一御臺所御賄方御用に入米蠟燭炭薪味噌酒又方々へ御進物に罷成品々其外御臺所にて遣捨に不成魚鳥類萬事其方表判八十島平兵衛被存と切手の文言に入其所に判形突せ從役人衆受取可被申候。並拂方は御臺所にて遣申分は料理人衆切手に八十島平兵衛右同斷之事。其内蠟燭又は御賄に入米燒增有之時は御臺所證人判可有事。又方々御進物に拂候分は其時々御使者切手に八十島平兵衛見届判。但小數有之物證據判入申分は御臺所證人加判、老中裏判の事。

一御酒之拂方は其日／＼に八十島平兵衛に申届壹ヶ月切に大圓之入目平兵衛見届判之事。從御前被下候時は尤平兵衛承判或御横目衆承判之事。右之外餘人被申分にて

御酒出し被申間敷候。御酒想て大分に入候時は御臺所證人爲見届判形可有之事。

一老中差圖にて酒飯振廻候時は八十島平兵衛の申付判可用事。

一從方々御到來之品々受取申時は其方元帳に御取次衆判形。八十島平兵衛見届判之事尤御到來帳に其方受取判形付可被申事。

一御風呂燒申新入目證人判八十島平兵衛之申付判可被用事

右五ヶ條相守此旨可被遂御勘定也

一御臺所にて當坐遣候物、御肴八百屋より受取被申品々、酢醬油海草漬物據辛薑御薑子類並御勝負鷹山築輪口手握魚之類附布紙等又は方々へ被遣音物入樽箱桶壺曲物台莢橐其外小間物、ケ様類又は不限、何銀拾匁より内の物入目或は藉道具仕直し之分其外切手に御料理人加判依品御臺所證人見届判、八十島平兵衛被存と切手に入名の所に判形取御役人衆より受取可被申事。

一椀折敷皿鉢其外大分之物調候時は、其方切手に證人見届判、平兵衛申付判、老中裏判にて受取可申付、萬事御道具又は方々より御到來物入候明人物品々、時々に證人に渡置御用次第に遣痛或は失候時は遂吟味、其品平兵衛に申届證人元牒其方御料理人衆相判、平兵衛見届判、可用此段證人へも可被申渡事。

一木具類入候時は其品平兵衛請差圖窺老中へ其方判形に御料理人衆加判、平兵衛申付

判、老中裡判にて受取可申事。^{キス}

一年中御祝餅類其方判形に御料理人並證人見届判、尤老中裡判。但小分之品は不及^ハ裡

判平兵衛申付判可^ル被用事。

一御臺所舗物御作事鍛冶屋方への小事之御用有之時は、其方切手に證人判、平兵衛申

付判にて受取可^ル被申事。

右之條々相守可^ル被申候。御臺所一向八十島平兵衛支配被仰付候間、萬事被^レ請差圖御勘

定相勧諸事可^ル被入念者也。

萬治元戌閏極月十四日

小原三左衛門

服部安右衛門

鈴木治大夫

鈴木仲右衛門

櫻田監物

御賄方御役人衆

既記の通、萬治元年霜月十一十五日は新知百五拾石を宛行はれ、初めて正式の藩士となつたのであるが、僅に一ヶ月を隔て、此の閏十二月に御臺所奉行とも云ふべき奥向の重役に

なつて居る。此の事實から考へてみても故人の宇和島に入りたる時は此の年より數年前のことであることが想定せらるゝであらう。想ふに此の規定を定めらるゝに就ても故人の意見は多分に採用せられたであらう。

其の五年後の寛文二年八月には高貳百石^{高五十石加増}を宛行はれたのであるが、此の年霜月十五日に定められたる各組分ケを見るに、櫻田數馬組、櫻田監物組、宍戸主税組、須田隼人組の四組に百石以上の侍壹百八名を分属せしめ、此の他に御旗本といふがあつて、其の總帥が鈴木忠右衛門となつて居る。以下此の組に属する五十一名を原本のままに列舉して故人の藩士としての當時の地位をうかがう資料の一とする。

御旗本

鈴木忠右衛門組

七百石 神尾勘解由	八百石 清水茂兵衛	二百石 富永玄孝
二百石 稲井忠庵	江村宗流	十二百石 松田兵右衛門
二百石 小野寺彌五右衛門	萩原彦兵衛	二百石 半田藤兵衛
四百石 御持弓岡次郎左衛門	八十島治右衛門	二百石 大關源右衛門
三百石 成田五郎左衛門	御持筒大内治兵衛	三百石 松田市郎兵衛
二百石 比企七郎右衛門	御持筒水間所左衛門	二百石
三百石 比企郷左衛門		

二百石 望月八郎左衛門 二百石 松本源五兵衛 二百石 橋本郷右衛門
二百石 志賀九郎兵衛 二百石 渡邊清五郎 百石 宍戸平六
二百石 三瀬長右衛門 二百石 萩西九兵衛 二百石 高橋奎左衛門
百廿石 横尾佐治兵衛 百石 横山金平 三百石 二宮五郎吉
三百石 梶田久米之助 二百石 小波權之允 百廿石 岡九市郎
百廿石 中野萬作 百五十石 三原友左衛門 百廿石 村尾慶與
百五十石 久野安兵衛 百廿石 比企仁左衛門 百五十石 比企源之允
百廿石 松浦友之助 百五十石 梶田一學 百廿石 浅見覺兵衛
百五十石 中島久三郎 百廿石 吉見權十郎 百五十石 駒澤清九郎
百廿石 稲井半次 百五十石 戸塙市之助 百廿石 梶田權之助
百五十石 横山勝之助 百廿石 關谷甚左衛門 百五十石 豊間半之助
即ち戰陣に臨みては萩原、半田、大關、大内の諸士と共に銃砲隊を帥ゐる事となつて居た
ものであらう。寛文四年九月の江戸藩邸記録に

八十島治右衛門勤方の事

とあつて内容が明かでないが、一本同年九月廿七日の條に

八十島治右衛門郡方山方相談事引付爲認事、知行記録への加判、不時被下物加判、大積可

承御仕置御仕配替付一ヶ年御横目役者相役同前に可相勤、元縫役者御免之段等申渡
さあるのは同一事であらう。之れによると、此の時迄は元縫役勤務であつたが、それを免
せられて郡方山方の會議録の査閲、知行記録への加判、不時の被下物記録への加判をする
こと並に諸規程類取扱の任務を持つこととなつたのであらう。

寛文七年には巡檢使の領内巡檢があつた。川口源兵衛、堀八郎右衛門、藤堂庄兵衛等の
幕使一行は御莊から大州へ通過し、海邊は高林又兵衛、向井八郎左衛門の両使が三机から
外海まで巡檢したとの事であるが、藩老櫻田數馬は此の一行を藩船南渡丸で日振島を経て
豊後佐伯毛利伊勢守領の椋島まで送つた。此の時郡代勅使河原彌五右衛門と目付八十島治
右衛門とは大小船を以て之れに供奉した。とあるから此の時は目付單に目付とあるが、身分上
から考へると、例へば今の
地主にあつたであらうであつたことがわかる。

翌々寛文九年の正月の四日には

免合の事當年より替申附郡奉行へ申渡
八十島治右衛門加る答に申付事

とある。免合は免相で、それを替へるといふは免の率の變更である。郡奉行にそれを命
じたが、故人も亦此の詮議を與りきく事となつたのである。翌月即二月の廿六日には

一、八十島治右衛門訴訟事右之通都御改相勤候様被仰出

とある。右之通の意味は不明である。此記事に先づ記事は「沖之島六之孤弟御徒御奉公望候得共不相成」といふ唯一筆である。

即、又聽訟の事にも關係すべく命ぜられたものと考へねばならぬ。

私 生 活 其一

桑折宗臣の文寶日記其の他に故人並に其子半七親明の私生活に關する記事が見える。此の小冊には故人並に其の一家に關するものは事の大小を問はず、擧げ得らるゝ限り擧げたいと思ふから、得るに從つて年次相當の部に配置しておく。

文寶日記寛文九年三月五日の條

日和惡敷 墓標高山浦へ御船、懸被遊候處、夜前九ツ過爲御見立、三机迄御供被申衆之船覆り、乗衆三人之内清水茂兵衛成次、里見一郎左衛門當_レ兩人沒死之由申來、八十島治右衛門親隆も同船の處、稀有にして水中より被出由、右兩人之衆一人づゝ水主十人以上以下二十四人溺死、今晝石之死骸共来る由、茂兵衛方は於正眼院葬る。一郎右衛門は於太平寺葬る。老中數馬殿迄寄合に付あれへ行相談候て一通りの衆より連狀を以右之通御悔を小原三左衛門時重迄申上る。今度飛脚山崎式部爲盛より被立。暮候ては八十島治右衛門を爲御使者被下。御口上は夕の儀に付御機嫌之程氣遣可申由御様子被仰聞也。

同年同月十五日の條

今日大洲へ召使忠兵衛竝道具持遣はす。又、八十島治右衛門方へ理、小人一人借、に遣はす。右は宍戸平六者今二日欠落仕るに付當所相尋不居に付爲尋遣す也。

翌年が即ち寛文十年である。此の年_或は十一月は故人が中澤、忍田の両士と共に所謂寛文の内拾檢地に着手した時である。此の事に就ては今尙トカタの話が傳説として傳はつて居り、一説には故人は此の檢地終了後間もなく切腹したなどと突飛なことも云ふて居るが故人の藩への勤務は幾拾餘年の久しきに及び、此の事件は此の勤務年數の中間の出来事である。詳には項を別にしてこれを記述する。

寛文十一年正月三日には定例の御野始の式が行はれた。所謂觀兵式とも云ふべきものである。此の場合に於ける嚴めしき行列の中に現はるる故人も一瞥して置かねばならぬ。

御野始行列

御先乘御弓御持筒—大關源右衛門—御經—御馬臉—御立弓—大熊毛—御貝吹—御歩行衆—御長刀—中之間—御馬廻—御小姓—大鳥毛—御十文字—二宮久左衛門—清水茂兵衛—小波權之允—松浦權左衛門—松根造酒允—松田兵右衛門—大内治兵衛—櫻田齋宮—八十島治右衛門—水間所左衛門—梶田久米助—小山田伊織—稻井百枝—谷雲庵—淺野洞庵—土倉治庵—村尾慶興—御跡御舟手—御押鈴木忠右衛門—押貝三双—侍貝五双—揚貝吹流無數云々

である。同十一年三月二日の記録には

明源寺儀淨満寺と旦那公事いたし、本寺へ持參塔明、申候品、不憚公儀背國法候仕形依、
不居御國立退候様に小關善左衛門、御目付衆は治右衛門、所左衛門、郷右衛門を以、申
渡之、右口上之覺書別に有之、右三月十二日申渡也

であるから、目付役たることに動きはない。同年五月二日に常満寺の越度オチドに關する事件にも同様に目付として裁許に携はつて居る。

私生活其の二

長男牛七親明
俳諺一器子

桑折宗臣によつて寛文十二年四月に編輯せられた俳句集に大海集といふが一部七
冊ある宗臣は北村季吟門であり、一器子は宗臣門である。此の中から牛七親明の句を拾ふ
冊には全国の俳人を集め、句數は五千に餘つて居る。此の中から牛七親明の句を拾ふ
て見る。

廿四孝閔子鶴の繪に

北むきは一枝さむし花の兄

吉岡氏信元

備中

喰梅は去年を思ひ出し笑ひかな

北村氏湖春

京住

此の花やまつ初春の役はらひ

八十島親明

號一器子

花の次第しるさは梅や一の筆

桑折氏頼邑

住友氏友信

春の夜のやみ目もしるし梅の花

大阪住

和泉式部の寺にて

あちな枝や和泉すきふの梅の花
花の良の白粉なれや梅の雪
つれだちて花見に出るやはうはい花
笠の雪のおもさは梅のほひかな

臥柳

竹ならは折れなん雪に臥柳

原氏松軒

京住

楊子にもならぬやねられふし柳

市村氏定治

京住

いせきをは枕にしてや臥柳

八十島親明

一器子

筍附若竹

皮をかふる竹の子共や目なしそち

島氏直計

名古屋住

簾殿は竹の子ともの地頭かな

桑折氏頼邑

八十島親明

籠舟や竹の子とものもてあそひ

大草氏隨縫

廣島住

竹の子や養てまた口に養ひ子

島氏非申

久留米住

重く煩ひしが平齋の後端午に

北村氏秀吟

京住

けなけさや鬼ともくまん菖蒲酒

くみあふやすまふにならぬ菖蒲酒
あまたれや軒口祝ふ菖蒲酒
軒口にさせこのまねや菖蒲酒

寺内氏伴貞 江戸住
八十島親明 一器子
西田氏臣常

藤 萩

花のつほみ時宜袋かや藤はかま

後藤氏有久 松山住

蜘蛛の糸はももたちどりか藤袴

八十島親明

紫のくくし鹿の子か藤はかま

桑折氏宗臣

延寶元年正月三日の御野始行列中にも故人を見るが、略ば前と同じであるから略してお

く。延寶三年四月十七日の日記に

御領内繪圖被仰付 八十島治右衛門、大内萬右衛門に申付

とあり、別に温知抄中延寶三年の條に地の卷 第八項

御領中繪圖被仰付候付八十島治右衛門、大内萬右衛門迴在、小頭大工附添參

ともある。之れは勿論同一事を書いたものである。更に翌四年の條に

御領中繪圖八十島治右衛門仕立被仰付極月廿四日仕立成就。

但右之御繪圖江戸表笠茲元へ同様之仕立にして被差置由

であるのを見ると、此の延寶三、四の両年は實地に臨んで測量實測の上領内の地圖の作成

に從事し、四年末に至つて完成し、それを兩邸に保存せらるることとなつたのである。
註一節を挿む。

資料が乏しくて詳ることは分らぬけれども、以上少數の資料から推しても、初めに御臺所越支配、次には元締役、次には都奉行事務に關係或は諸規定の立案に携はり、次には目付役の上席となり、此れを本役として役率を定むるの事務を見たり、聽証の事を見たり、檢地事業を擔當したり、測量製圖を行つたりして居るのであるから、故人が如何に多才多技で政治的手段があつたかを想像し得るであらうと共に、日常多忙なる消息をして居たことも分るであらう。第二代宗利公は後代の規格となるべき幾多の法令規程を定められたこと(即御仕置の數々)屢々と見て見るべき實証があるが、それ等の大部は萬治寛文延寶天和の間に完成して居り、之れが故人奉公の眞最中に屬することを考へると、本冊最初に引用したる「春の山影」の中の「各種運上課役の整理を斷行し、藩廳諸般の制度を釐革して政務を「新し」とあること、假初の筆ではないことを知らるるであらう。尙後に記す所を見よ。

上記のやうな一枚の紙片がある。武田以外の人々の名の下に捺印があり間數の下には網代の捺印がある。網代の屋敷を渡邊が受を目附なる三人から武田(多分若年寄役であらう)へ報されたものであらうと思ふけれどもたしかでない。此の時迄は依然として目付役たることに變りはないが、同年六月の文書に左記がある。

一銀四匁但一ヶ年分御買方銀包紙反古千枚代積

右の銀月割を以當己六月分より月次其方拂に可被相立候。

但先御役人迄は月分に取調候由。此度被申出通承届如斯也

尤已の五月分迄は別紙本切手渡置候。全く御勘定年半途に

一表口廿一間五尺九寸
一裡十二間四尺五寸
一右脇廿一間三尺五寸
一左脇廿四間一尺七寸
以上 綱代 番右衛門
渡邊助太夫
延寶五年正月六日
横本 番右衛門
水間 所左衛門
八十島治右衛門
武田治部太夫殿

被差上候は、右之通月割を以拂に可被相立者也

延寶五己六月廿六日

此の書面は「御買方衆」と宛名して、命令者は八十島治右衛門位船山武左衛門の連名につて居る。役目が違つて居る。兼役であらう。

私 生 活 其三

故人及長子半七親明

文寶日記中より採る

延寶八年閏八月三十日の條

田原半兵衛一會興行仕、揚弓射させ可申候（中略）射手衆兵庫殿は兵庫殿尤自分櫻田齋宮甚五兵衛小關善左衛門相原助八豊間分左衛門鹿野與右衛門柳田友之進戸塚無庵大洲浪人菅島之助以上十二人也、晝湯漬食、晚一汁三菜之料理、尤茶有之也、又大久保四郎五郎八十島治右衛門稻井爲役も見物被申候様に亭主被申此三人も晝前より被參候也（下略）

同年九月十八日の條

延命寺へ揚弓の會に行く、主計召連候（中略）射手衆兵庫殿は不及申櫻田齋宮同甚五兵衛等覺寺比金郷左衛門船山武左衛門宍戸木工小關善左衛門豊間分左衛門鹿

野與右衛門相原助八菅島之助以上亭主共十五人也、短暑故二表射候也（中略）八十島治右衛門見物に被來候也

同年十一月十九日

八十島半七親明使者、女共方へ御慶の真鶴雄一羽被下置、昨日は娘に久々にて御逢被遊御大慶に被思召候（中略）即主計を御禮に差上申候拙者方へも相應之御意有

同年十一月廿六日

廿七日奥之坐敷茶之間迄壁の上塗申付候公儀之左官兩人雇候也
晩に八十島治右衛門夜咄に呼候、仲右衛門方の祝言取持人故申合の爲也、平六彌五兵衛呼候

同年同月廿九日

夜五ツ時八十島治右衛門被來候、彌五兵衛平六出合候吸物等振舞候て歸候。平六方よりお通方へ杉原三束遣す、高間惣兵衛方より爲祝儀杉原二束給候也

同年十二月二日

此の日桑折と詮木との間に結婚の式を挙げられたのであらう。此の後二十七日迄桑折宗臣殿は祝儀につき出る。大抵同行して坐敷にあることが見えて居る。此の後二十七日迄桑折宗臣殿は祝儀につき天和元年にも亦巡檢使の巡檢があつた。駒澤次郎左衛門小田切善兵衛水野小左衛門の三使で、六月九日小山村に休息、小松、西條迄巡檢して三机に引返し、夫より藩船神龍丸佃

丸の外臺所用堺丸に御船奉行淺尾十郎兵衛御物頭大和田彌五兵衛郡代大久保四郎五郎御目付八十島治右衛門代官松末奎兵衛典菜谷了簡頭取松根圓書等供奉云々あるから、尙續いて御目付をも勤務中である。

此の年より先三月七日

御町年寄並に惣町中願之儀清家兵左衛門八十島治右衛門、御町年寄兩人御用場へ召出申渡、在浦百姓並他所商人持來候飯米分は御差留御免、中勸以後雜物胡麻菜種少々づゝの分は入可申、他所より入來候木綿新物仕立物商人直賣一切停止、他船持來飯米餘計候共爲賣申間敷旨等也

之れも勿論御目付役としての申渡である。

記録天和二年六月八日の條に藩主宗利公等覺寺へ御佛參の事があり、藩士中重立つ者の燒香順が記されているが、夫れに續いて

須田隼人、小原縫殿、梶田又兵衛 病氣不參

松根造酒允、松田兵右衛門、八十島治右衛門、今泉郷右衛門

右之面々當番に付御寺へ不參

とある。

同記録同年十二月九日の條に

一從御前様被進御茶の御口剪御料理被仰付御相伴之面々
とあつて於御用部屋五人の氏名があり、つゞいて

於お次

兵右衛門、治兵衛、平六、清左衛門、伊織、又兵衛、郷右衛門、治右衛門、所左衛門、甚五左衛門、七右衛門、助太夫、儀太夫、勝左衛門、甚五兵衛
右之通御料理被下置候也

とある。孜々として職務にいそしみ汲々として奉公を缺かず、何かご優遇を受け、君公の御覺も深いものであつたが、天和三年二月十五日の記録に

八十島治右衛門願之通隱居被仰付、未至極之年にも無之候得共、氣分爲養生被仰付候。何ぞ本復仕、隱居相應之御奉行相勤候様に可仕、因茲同氏半七に家督無相違貳百石被下之、半七事も當分病氣に付今度江戸御供御免被遊候間養生可仕旨

とあるやうに、年は漸く老ひ氣分も常ならずといふ所から隱居を願出、許可せられて家督は一子半七をして襲がしめられたが、まだ極老といふ年齢でもないから、此の有能有功の人物をつゞいて隱居相應の任務に置かれたいといふのである。大なる光榮を見ねばなるまい。前記した普門品跋文中に「年耳順にして老を臺君に告ぐ」とあるのは此の時の事を指したもので、此の時正に六十歳であつたと見ねばなるまい。夫れから五日を経たる同月廿

日の條を見るに、藩主の前へ御禮に罷出たものが拾人記されてあり、家督相續が三人、知行加増が二人、隠居が三人、御役御免が二人。其中に

一家督御禮 八十島半七

一隠居御禮 八十島治右衛門 金剛兵衛脇差上ル

である。つゞいて同月廿九日の條には

一八十島半七事表へ御出し可^レ被遊旨御直に被仰付之^レ

但御出船迄御扈從間に可^レ相詰旨也

一組付被仰付面々

櫻田數馬組へ 八十島半七 小原源五

宍戸彌左衛門組へ 宮川四郎兵衛

とあるから、此の時迄半七親明は扈從として君側に近侍して居たのを家督相續も済んだから一箇獨立の武士として櫻田を統率とする組に編入せらるゝこととなつたのである。乍併君公參觀御立の期も迫つて居るから、それ迄は尙君側へ勤務して居るやうとの思召であると、いふのである。私生活延寶八年十一月の條に桑折へ御慶の眞鳴持參の使者として出て居るが、之れも御扈從としての使者であつたのであらう。續いて翌天和四年貞享と改元六月二十四日藩主は交代で江戸から御着城になつたが、此の日に

一婚禮相調候に付御肴一種づゝ指上之御禮申上

須田隼人 古谷九太夫 宮戸平六 中澤金兵衛 萩原源太左衛門

戸塚五郎兵衛 八十島半七 柳田友之進

一湯治歸 御目見

櫻田齋宮 松田兵右衛門 八十島治右衛門 大章儀左衛門

とある。半七親明は此の頃結婚済となり、故人は道後か別府かへ病氣保養の爲め湯治旅行中であつたのが此の頃歸つたのであらう。更に同年の八月一日の條には

一八十島半七三机歸之 御目見

於溜之間 御目見被仰付

とある。何か公用を以て三机へ出張して居たのであらうが詳でない。

至誠奉公參拾有餘年萬治以前を考へる今や一子親明の家督相續も済み結婚も成り、之れより静に老を養ひ、同時に相應の奉公をつゞくべかりし故人に一大不幸事が起つた。と、いふのは其の翌年即貞享二年の十二月十九日に、所謂杖とも柱とも頼んだ親明の逝去した事である。故人夫妻の愁傷落膽はどんなであつたであらう之れまでにも子に先立たれて居る藩主もまた故人の此の境遇に對して至大なる哀憫の情を寄せられたと見えて、翌貞享三年九月十二日に

八十島治右衛門事前々御奉公相勧、骨折之者故、一度隠居、同姓半七に家督被下候處、早世不憫に思召候、今度又相應之者も有之候はゞ名跡可被仰付と思召候得共、左様之者無之、然る上は兼て願出之通、御領内何方に成共居屋敷明可申、未々勝手不如意及迷惑候はゝ、其節は如何様共御擬作之品も可被仰付由、櫻田數馬方より可申聞旨申渡しと書かれてある。此の一節は故人に關する記録の現存して居るものゝ内、其の生前に屬するものゝ最後の一筆といふべきものであり、藩主の家臣に對する仁慈を窺ふべきものであると同時に、故人永年の勤功に對する一種の表彰文とも云ふべきものである。敢て意譯してみやう。

八十島治右衛門は前々から御奉公相勧めて隨分勤勞を積んだ者であるから、一旦隠居を許して其子半七に家督相達なく相續させたのであるが、不幸にして半七が世を早くして、不憫な者だと思召された。依て若し相應な者が有るならば養子として家名を継がしむるやうにとの思召であつたけれども、さやうな者は無いと申出たから致し方がない（括、春の山影中の此の上は豫て願出た通り御領内何處なりと住宅を給し、若し將來家計不如意で困るやうな事があつたらば、如何やうにも面倒は見て遣らうと仰せらるる。此の事を櫻田數馬から本人へ申聞させるやうにと申渡した。

斯くて故人は此の時から退隱生活にのみ入つたのである。其の退隱地は或は高串といひ或

は大浦といふを聞いたことはあるが確證が無い。唯普門品跋文中に「蟄居宇和島之城畔」であることに據つて城下を距ること餘り遠からざる處であつたといふことを知るのみである。功成り名遂げて淋しい中にも悠々として閑日月に親しんだであらう。

此の年から數へて四年目の元祿二年の春まだ淺い二月七日に至つて病を以て卒し、金剛山正眼院に葬り、福壽院放巖無着居士と謹せられた。年は六十六と推定して居る。（数へ年六
和三年退隱の時の年で六十。
齡も數へ年で六十。）

夫人の卒去は故人の卒去から數へて正に二十年後、寶永五年の七月廿八日である。法號は鶴棲院松屋貞心大姉、晩年唯一人宇和島之城畔に住つたであらうか。別の機會に一説を挙げて見たいと思ふ。

四、故人に就ての傳説と夫れに對する疑

寛文年間宇和島藩に行はれたる内折檢地に伴ふ「切つての相談」の傳説。

私は明治の末年から大正の初年にかけて命を受けて北宇和郡誌新編の部を不完全ながら起稿した。その頃人物傳を書く爲めにも少からざる苦心をした。八十島治右衛門その人も亦傳記中の人物であつたが資料が無い。有つたのは此處に書かうとする傳説の其一乃至其三だけであつた。今にしてこれを考へると、此の傳説のみを基礎として書いた當時の傳説に對し苦笑を餘儀なくされざるを得ない。

傳 説 其一

明治二十四年七月一日
海南新聞所載(松山市)

題して「寛文年度の洪水」とある。當時露々の問題となつて居た「庄屋家督訴訟事件」に關する記事である。

舊字和島吉田兩藩は今を距る二百廿五年前寛文六年に於て前代未聞の大洪水に遭ひ、田畠一面に荒地となれり。時の藩主痛く之れを憂ひ、部下の人民を誘掖督責して共同開墾に從事せしめ、一意此に務めしかば、辛酸を重ねること數年にして、始めて事業を果すことを得たり。於是藩主は謂へらく、開墾の事成れりと雖も、長く此の土地を共有せしめ各自分有の制を定めざる時は紛議争擾の弊必ず生せん、若かず實地を檢して分有せしめんにはと、即ち藩吏を派して檢地せしめ、各自所有の分界を定め、之れと同時に各村々吏の役俸に充るため、全村開墾地の一部を附與し其用益權のみを得せしめたり。之れぞ舊里正役俸地の起原なりとは今回役地取戻訴訟に於ける原告人の頻りに唱導する所なり。役地云々の事は暫らく之れを措き、舊字和島藩吉田藩内今字和四郡に於て、全部の耕地を洪水の爲めに洗ひ去られし程の事、實際之れありしや否やは縣下の史談として考究すべき一問題なり。

寛文年度洪水云々の事は誠に原告の唱導するが如く、舊字和島藩の舊記「不鳴條」中に在り。されど右不鳴條中の記事は實は表面上作りたるものにて強ち信據すべからざるものとの如し。明暦年度吉田藩の分家せざる前、字和島藩は石高拾萬石を領して大廣間格の大名な

りしが、吉田參萬石分地の一事が爲めに石高減少して七萬石と爲り格式下りて柳之間格となりしにぞ、後代の藩主此の事を殊に遺憾とし、如何にもして之れを回復せんと、遂に領内大洪水と稱して、更に全部の竿入を行ひ、結局不足の參萬石だけを打出し、拾萬石として公儀の認可を得、始めて大廣間格の舊時に復したり。

是時該檢地の任に當りしは重臣八十島治右衛門と云へる人にして、首尾よく檢地の事を終へて、君家回復の歎を見し後、人民の怨恨已れに歸せんことを恐れ、骸骨を乞ふて漂然藩地を去り、終に行く所を知らず。而して同家は斷絶し、一時祀絶へ居りしが、今より六七十年前の藩主八十島氏の同藩に勳功ありしを追想し、特に藩士土倉某の一子を召して之れに相應の祿を給し、八十島の名跡を賜さしむ。今の八十島親徳氏は其裔なりと。此說郷人の口碑に傳はり、實事として疑ふものなく、且其洪水の事吉田藩の舊記中徵すべきものなく、又檢地を爲したることも傳へずといふ。

今や字和四郡の地勢を考ふるに、如何に水利法の整はざる昔時にも、四郡内を洗去るが如き大洪水ありしとも思はれず、不鳴條中記する所の如きは隨分受取難き話なりと或古老は物語れり。事實果して如何にや。

傳 説 其二

明治三十六年十月十日發行
宇和島新聞第四十三號所載

題して「昔がたり」とある。此の種の話
第四十二、三回目の記事のやうである。

昔し字和島藩に八十島某といふものあり。字和島十萬石の内三萬石を吉田へ分地あり。字和島は七萬石となりし時、七萬石にては外様大名の中間入出来ざるに依り、何卒して十萬石と爲さんと思ひ、遂に從前の反別六尺三寸の法を改めて六尺一間の法とし、之れに依て檢地する事と爲し、直ちに之を實行するに決して先づ祝森を手始に檢地に着手したり。然るに百姓等此の如く反別を廣めらるるに於ては我々の收得米に忽ち影響し、非常の難儀に及ぶべしと騒立ち、七人の總代をして八十島の此事業を止めさせんと苦情を申でしめぬされど八十島は只御家の爲めを計るものなればとて之れに應せず。七人の者は又百姓の難儀を言立て、双方互に讓らざるより、止むを得ず八十島は此の七人を斬り殺したれば、之れより後は威に恐れて苦情を申出るものなく、遂に領内悉くを檢地し終り、愈々十萬石に復するを得て後、八十島は七人も手にかけたるものなればとて切腹して果てけるとぞ。其當時此七人の墓は七人塚と稱して祝森にありしどの事なるが、今將た如何になりけん。

◎

前號に記載せし八十島の事に就ては尙餘談として記すべきものあり。即ち既に記せし如く、七人を手に掛けしものなればとて、檢地の事終ると共に切腹して果て、子なき者なりしを以て、其家は將に斷絶せんとしたるを春山公大に惜まれ、斯程忠勤の家、後を断たんは本意なき事なり、藩中にて立派なる士を見立てて後を繼がせんといろ／＼心配せられ

し上、土倉の次男中といふ人武藝の七免許を得たる程の者なれば、之れこそ宜しからんとの事にて、遂に同人に後を繼がしめりと。尙八十島切腹の際其櫻守たる金剛山へ一切經を奉納し今に同寺に藏しあるといふ。

傳 説 其三

大正五年七月十五日、某氏の爲めに寄せられたるもの、今その某氏の氏名をいはぬ。私

秀宗公吉田へ三萬石御分知の爲め字和島は七萬石と爲り、大名としての格式大に低下したるを遺憾とし、如何にもして之を回復せんとは二代宗利公御家督以來の宿題なりしが、寛文年間に至り評議一決、愈々六尺三寸一間の法を改めて六尺一間となし、領内全部の檢地を行ひ、以て石高の増加を圖ることとなり、其任を八十島治右衛門に命ぜらる。同人意大に決する所あり、一身を挺して此の難局に投じ、拮据經營其事に當る。先づ御城下の近村なる河内村より竿入れに着手せしに、農民皆納租の増加を豫想して苦情を紛起し、殊乎として其抗議を退け、終に此の四人の者を斬に處す。此に至りて民衆皆其威に恐れ服從して、再び苦情を唱ふるものなく、終に豫期の如く領内全部の檢地を了し、後年石高復舊の基を開くことを得たり。此四人の墓は現に河内の一つの谷人家なきとの入口に在り、今尙村民口碑に此事を傳ふといふ。
此の所在地及石碑は某氏
目撲して詳知せらるる由

御一新前字和島藩士中に「八十島斬つての相談」なる謡あり。八十島の爲せし如く断乎

として決行せよ相談は其上にて經まるべしとの意にて、文弱優柔を排し武斷決行を奨むるの諷語に使用せられしといふ。

以上

「以上」とあるは某氏の語りいでたるは之れだけといふ意味である。
此の話を聞取ったる某氏は更に私の爲めに左記を附加して居る。

備考

一、宇和島新報の記事には祝森とあれど之は某氏の説のごとく河内の方確ならん。

一、同新報記事に依れば総代七人を斬殺し且七人の墓、七人塚などいへり某氏の所説

庄屋父子と其何れか正しきやを知らす。

惟ふに、一家断絶と定め寺院へ寄附を爲したる事は、公務上の断行が一般に百姓の難儀を増すの結果となりしを遺憾とし、既に公務上の目的を達したる上は、一身一家の興廢のごとき敢て意とするに足らずと覺悟したるに因るは明かなるも、又一面には、如何に君家の爲めとは申しながら、領内の庶民四名の命をとりたる慘状など追憶して深く之れを憐み、其冥福を祈るの趣旨にも基けるには非ざるかと想像せらる。

尚天保年間に至り絶家再興の場合につき某氏の承知せる傳説によれば

春山公賢君にして、御家督以來勵精治を圖らるゝに當り、斯かる忠勤を抽で功勳を残したる名家を断絶のままに爲し置くは不本意なりとて、領内に就き普く血統の者

を搜索せられしに、目黒村に血統と稱する農民あるも到底士分とするの資格なし。而して其他に適當の者を發見せず。偶々土倉家の二男中なる者、武藝に卓越し、弓馬槍剣その他一切の免許を得たる程の模範的の達人なりしかば、一面には之れを取立つるの趣旨にて八十島家再興の事を仰付けられたるなりと云々。

傳 説 其四

世直り様とは藩政時代舊川内村の庄屋たりし三好四郎右衛門の一家容族七名の靈を合祀せるものにして宇和島市を距る凡そ壹キロメートルの地來村大字川内字奥氏に在り四郎右衛門は性剛毅且つ任侠に富み又文武の道に長せりと言ふ。

當時藩主伊達宗利公は曩に大關秀吉の文祿年間檢地を了せしより多く年所を經其の間廢地新墾を生じ殊に徳川氏天下を掌握するに及んで舊來の檢地竿六尺三寸を六尺に改めて天下に號令せしも未だ之を實行せざりし爲め檢地の要を見たるのみならず明暦三年吉田藩分地に因り祿高七萬石に減じ其の役職の席次に於ても大廣間詰より溜りの間詰となり高直りの議も生じたる爲め特に檢地の要を認め寛文七年元繕役八十島治右衛門を檢地頭取に任じ専ら其の衝に當らしめられたり。

此の檢地實行の報一度領内に傳はるや農民の恐慌甚だしく領内二十餘ヶ村の庄屋相集まり鳩首協議の結果寛文六年の大風水害に因り疲弊困憊其の局に達せる折柄改正規定の問竿

短尺による検地を行はるときは其の結果は農民の負擔増加を來し飢餓に瀕する恐れありとの理由を以て三好四郎右衛門を總代として屢々検地猶豫を訴願せしむ。

然るに八十島氏は之れが爲めに檢地の緒に着かざるを遺憾とし遂に同十年三月十四日の未明四郎右衛門一族を同村櫻木鼻に呼び出し四郎右衛門及び其の妻長男次男女二人下男一人合せて七人を斬に處し斯くて川内村より檢地に着手せるに四郎右衛門一家の難喧傳されし爲め領民均しく恐れをなし爲めに一人の檢地を拒むものなく同十二年無事之を完了せり其の櫻木鼻に於て四郎右衛門一家の將に斬殺されんとするや其の東北に當る中澤道路上を何か打振りつゝ疾走し来る者あるを認め暫く處刑を猶豫せんといふ者ありしも八十島氏は之に應せず「斬つての相談」と言つて直ちに斬首せしめたり其の刑終りて間髪を容れず到着せる者助命の使者たりしは義人の爲めに惜むべく之れより當地方に「八十島斬つての相談」なる諺を生ずるに至れり。

當時其の刑場に七足の草履脱き捨てありしにより其れより同所を七足鼻と稱し其の墓を七人墓と唱へて村民均しく香華を息らざりしが後年村民有志相議り四郎右衛門は農民の痛苦救匡の爲め犠牲たりし者之れを祭祀せば世の中も善くなるべしとて小祠を建立して特に世直り様と稱し爾來村民の信仰愈々厚く遠隔の地よりも參拜する者多し。

他面八十島氏は檢地の功成りまた闇持制度を行ひ大いに忠誠を耀でしも其の嗣半七氏の云々。

傳說に對する疑

初め私が此の傳説の多くを信じて居たやうに、去る大正十三年農學博士小野武夫氏が宇和島藩の闇持制度の研究の爲に來宇せられた時にも亦全く此の傳説を信じ、同年發表せられた論文の中にも略々同じき事を書いて居らるるのみならず、故人の家名再興の後裔たる八十島家一統に於ても其の大要は之れを信じ来られたのである。

然るに昭和十年十一月頃從來心がけて調査研究して居た此の傳説關係のこと或は故人の事績に關することが追々と明るくなつて來るにつれて、此の傳説の眞偽如何を疑はざるを得ない事になつた。此の傳説には他に一つの異説があつて。

六尺三寸五寸或は竿を六尺竿に改むる場合に藩の當路者間に其の可否或は如何の論議囂々たるものあり。此の囂々の論議を他所にして断乎六尺に切つて實測にかかり「相談は後のこと」と云つたのが「切つて『斬つて』の相談」なる語の由來するところである。とも云つて居る。所謂「世直り様」といふ佛様は寛文十年に先つこと實に四十四年前なる

寛永四年の三月十五日に亡くなつた人を祭つたものゝやうであるから、此の古い佛様へ持つて行つて「切つての相談」を附會したものではあるまいか、と、此のやうにも疑つてみたのである。今遂一疑の因で生ずる所を列舉してみやう。但此の傳説の其一と其二とには獨斷的な複数の歌を見て後に潔然として去り行く所を知らないとか、七人を手にかけたから切腹して果てたとか、その内に属するが斯んな問題は一々取上げない。本書中所々で了解出来るものもある。

一、其一には總代七人を斬つたといひ、其四には廿餘ヶ村の庄屋の代表者なる四郎右衛門一家七名を斬つたといふ。其三は庄屋父子四人とする。前者は村の代表のやうであり、後者は廿餘ヶ村の代表である。其の何れが眞であらうか、然うして何によつて其の眞偽の甄別が出来るであらうか。斬つた人數の差についても同じく、疑ふこと一つである。

一、其四是寛文七年に元繙役八十島云々_{寛文七年には最早元繙役ではないやうである}とあつて抗議は此の年に起つたものゝやうであるが、それを十年三月迄宿題として保留したものであらうか。後に記するやうに、此の檢地には重大なる目的が伴うて居るやうに解して居る。しかも武断政治の世の中に斯んな慾々閑々たる致しかた、常識として受取難いことである。疑ふことの二つである。

一説としては、竿入の初めに當つて間筆の短かいことを發見した庄屋が抗議を申し出て頑迷であつたから、即時抗命或は公務執行防碍として一刀の下に斬つて棄てたといふ。私はこの方を自信して居た。筋としては思はれたのである。

一、一子半七の早世後農民負擔の増加を考へたり、四郎右衛門一家の慘状に思を致したりして、金剛山には大藏經を、泰平寺には鐘を云々といつて居る。之れも私は嘗て盲信し併し之れは疑いふよりも一步進んで錯誤であるといはねばならぬやうである。泰平寺の鐘には現に「貞享三年丙寅歲九月信家八十島氏福壽院放岩無着居士鑄造洪鐘建鐘樓堂以施入本寺以來將二百有餘年云々」_{とあつて故人の名が刻してあるけれども、此の鐘寄進の目的そのものは普門品跋文中に「爲父永政掛巨鐘於太平禪寺」と明記せられてあるやうに、夫人が其の實父の冥福を祈る爲にといふにあつて、實に永政の十年忌に當つて居るのであるそれに家の名を出して居る傳説とは没交渉である。}次には金剛山への藏經寄進である。現に經藏中に掲げてある額面の長文は時の高僧賢巖禪悅の筆になるもので文中に

茲有八十島氏無着居士奕世武族晩年絕後嗣事々坎坷致仕不惑……夙因與其細人合其志願崇奉三寶淨散財贏點常燈於高野山恒巨鐘乎大平寺或□金碧佛像石刻地藏且貢一大藏經置正眼禪苑種々善根不一而足此大者也云々

さあるやうに寺院に對する奉仕は多いのであるが、此の文の終末に於て

居士如今忘其鄙近自致遠大勝善功德假令勝辨不能讀焉居士與妻氏其亡男亡女承自淨之光離黑暗之色脫無始虛習成無上智覺何難之有

と結んであることを見る。寧ろ亡男亡女の靈を弔ふと云ふ親心からのものであると同時に自分等夫婦歿後のことにもまた心をかけたものと見るのが至當であつて、之れ亦傳説とは交渉がない。疑ふことの三つである。

一、現に世直り様として禮拜を捧げられつゝある碑面には明かに寛永四年三月十五日と死歿の年月が刻されてある。傳説の其の四によると、此の三月十五日が斬られた日となり、年は寛文十年となつて居る。之れ故に私は世直り様の存在までも否定したり疑つたりはしないが、寛永四年に於ける何事かと「切つての相談」とを結びつけたる傳説ではないかと疑はざるを得なくなるのである。これが疑ふことの四つである。

一、更に疑を重ねしめたのは、今の東宇和郡中川村に属する土地なる田苗真土の庄屋上甲善兵衛なる人が、元祿年間に書いたものと想定せらるる「聞書」と題する古文書があるが、此の中に記されたる故人に關する二節の記事と他の數節の記事との對照から起つた感じである。先づ故人に關するものを書いてみると、

寛文十一年の頃七萬石領内へ竿入是は櫻田監物殿下役人八十島治右衛門支配也右は京樹高掛り諸役勤候内折竿入百姓幾人前と相極人高にわり或は小村をば大村へ付竿打村々庄屋也或は字和庄屋は御莊、津島又は八幡濱山奥へ行、又字和へは上灘山奥より參候て互に入達ひ竿入候也庄屋三人に小竿の者三人也。

此の記事から凡二十節ばかりの記事を隔てゝ今一筆

一八十島治右衛門と申て知行貳百石被下伊達遠江守様に奉公仕候御家老鈴木仲右衛門と申に氣に能入前は平兵衛と申て浪人原文は牢人して他所より來者也其身世智すぐれてかしこき者にて有ける元締役横目役國の仕置などにも手傳ける町家中在浦ともに諸人うどみける子供あまたありけるも皆皆死ける脉取子貳百石すぐにゆづりける是も死ける子すきごなくなりければ惡人なる故そのむくひにて有らんと皆人々口々にぞ云ける其後は無着と名替金銀貳百貫目餘もたくわへ有由をぞ申けるとある。此の庄屋の眼には故人は隨分面白かざる人物として映つて居るが、故人は長年月に涉つて目付役であつた。目付役は非違を檢舉し國法を取締り、勿論時には聽訟の事に携はる。寛に失すれば亂れ嚴に失すれば怨まるるといふ割のわるい役目である。その他各種の役目に携はつて居たことも庄屋の書いて居る處に違はない。白い眼で一部の者から見られて居たといふ事は異とするに足らない。勿論故人を傷ふに足るものでもない。

此のやうに惡感情を抱いて居たものゝ書いたものに、唯一筆も人を斬つたといふ事を書いて居ないではないか。注意を要することは、此の聞書一小册の中には、左京亮宗時公が靈場斬られたこと、城下袋町の者で他國の穀物を船に積んで運して居たが爲に斬られたこと、船頭が水夫を殺して海に投じたこと發覺して入牢の上殺されたこと、其他斬つた殺した叱かられたことなど珍らしげに數々

舉げて居る

此の割註やうなこともあるのであるから、同じき庄屋廿餘ヶ村の代表者が斬られたといふ事が果して事實であるならば、何を描いても此の事を特筆大書すべき筈であると考へるものは私のみではあるまい。疑ふことの五つである。

一、最後に私は寛文十年に於て果して川内村に三好四郎右衛門といふ庄屋が有つたかざうかを調べる爲に來村の來應寺の過去帳を漁つた。

漁つた過去帳は可なり古いものであつて、慶安に亡くなつたものも乗つて居るが、遂に四郎右衛門はじめその妻子といふものを見出すことが出来ないで却つて私の家系中の人物三好藤三郎を發見した（藤三郎は津島組代官を兼ねた山財村庄屋兵頭勘右衛門の四男である）。出でて川内村の庄屋三好氏を育し、後に名を藤兵衛と改め、享保十六年五月十日七十一歳で歿した。大成郡録には單に藤兵衛とあつて姓がないが、此の藤三郎が某年同一人であることを疑はない。寛文十年の庄屋は此の藤三郎の先代かと思はる。此の藤三郎が某年に故人の祭祀を行つたことがあつたと見へて同過去帳に

樹岳宗高信士　鳳闕宗程信士　法永玄珠信士　梅山自香信女
清起妙涼信女　觀心妙智信女　心空自覺信士　月峰紹船信士
幻縁宗浮信士　淨泉妙庵信女　鶴室妙林信女　梅嶺智玉信女

右爲各位　三好藤三郎

實法即心居士投干此
（藤三郎の法號である）

である。此の中に就き清起妙涼信女といふは元祿十一年五月の卒去なることが別

の部分に示され、之れに庄司藤三郎祖とある。藤三郎の里方即兵頭勘右衛門方には斯んな者は無いから、川内村庄屋の者と考へねばならぬ。元祿十一年といへば藤三郎卅八歳の時に當るから此の信女は正に藤三郎の先代夫人かと思はる。

此の過去帳の證索は總て結果が想像に止るから確たることは書けないが四郎右衛門其人の存在は疑問であるとの疑はハツキリと残る。之れが傳説を疑ふことの六つである。

此の他にもまだ疑ふべきものはあるが今は略して置く。ともかくにも此の傳説は此の儘には受取り難いものである。異日以上の疑を解くべき反証が舉り、事實疑ふべきものに非ずとならない限り疑問として残さざるを得ない。肯定が出來ない。

五、寛文の檢地と故人

之れから、寛文年間に行はれた宇和島藩の檢地と故人との關係を叙述するが凡そ順序を分つて、檢地の目的附六尺竿の實施、闇持制度の實施而して元祿の高直りといふやうに進めてみやう。

最初に檢地の目的であるが、前に紹介した傳説には、總てを通じて、吉田へ參萬石を分

地した結果家格の低下したるを不面目とし、之れを復舊せんが爲めに云々と云ひ、之れを以て主目的に近いものとして居る。之れまた私もかつて盲信して居たことの一つであつた乍併之れは見解が浅かつた。

一、藩祖入國以前から久しく檢地が無い、先きに正保三年に岡谷兵右衛門、檜垣助三郎をして檢地せしめたけれども未だ完きものではなかつた。

一、久しき檢地無き間には所謂新製脱税、隱田烟も追々と多くなつたであらう、之れを検出せねばならぬ。

一、寛文六年の大風水害の爲めに被害の田畠が多くて著しく擔稅力を損して居るものがあるであらう、之れも検出せねばならぬ。

一、既に間竿は六尺と改まつて居る。此の新制度に據る檢地も時期は疾くに到来して居る。

(附) 此處に檢地並に間竿の事に就て一考察をして置かう。

古い事は描いて大體檢地の事からである。秀吉の檢地は天正十七年頃から(異説はあるが)文祿四年頃に至る迄に行はれたが、其の大綱は北條氏時代から土地の價値を稱呼するに貢高を以てしてのを改めて石高とする從來六尺五寸坪を以て計算した參百六十歩を以て一段としたのを改めて參百步を以て一段とし、拾段を以て計算すると殆ど秀吉は六尺三寸坪を以て計算したから、秀吉の壹段は舊六尺五寸坪を以て計算すると殆ど三割弱を減じたものである。之れを名つけて天正の石直し又は文祿の檢地、大體檢地といつて居る(竹越氏日本經濟史第二卷四三七頁)

けれども地方によつて多少の差違が無いではない。豈後では山口玄蕃は六尺竿を用ひたといひ(租稅志)官部法印は六尺五寸竿を用ひたと傳へて居る。けれども日本全國概して六尺三寸竿を用ひたは疑ふべくもない。秀吉が斯うしたが爲めに一反歩の土田は殆ど二割以上を増加したと同じくなつた。兩うして一段歩に賦課する課稅は舊時の一段歩に配賦したものと略々相等しきものであつたから、賦稅からいつても亦二割を増加したに同じき事である。此の外に又隱田を發くことにとが少くなかつたから所在至る所石直しの結果三割以上五割内外の增收を見るに至つた。(同書四六二頁)

秀吉の檢地は其の薨去の爲めに全國を悉くすに至らなかつた。徳川時代に入ると、慶長元和の頃から檢地を始めたが、此の頃から方六尺を以て一步とし、其三百歩を以て一段としたから、文祿の割に比べると、一段の實積は再び減少した。其の後寛文延寶の頃から天和貞享の間に至つて逐次に全國を檢地し、元祿に至つて其の條目が略々定まつた(平凡社大百科事典)。

荷宇和島領内の事については鴻鳴餘韻には「正保三年岡谷兵右衛門檢地の際までは六尺五寸を一間としたるも此の檢地(寛文の事)より六尺を一間とせり」と云ひ、不鳴篠仁巻廿五には「半寸のこと往古は一間六尺五寸の由、正保年中岡谷兵右衛門檢地の節六尺三寸になる由、又寛文年中より六尺竿に成也」とあるが、確實に六尺五寸を以て一間として居る。述者は今所寛文の檢地の前は宇和島藩で六尺五寸竿を用ひたか或は六尺三寸竿を用ひたか、其の何れかを知らない。

以上の四ヶ條は取立てて云々する程の大問題ではないやうであるが、檢地頭取なる故人には次のやうな土地政策?を實施しやうといふ計圖があつた(之れは必ずしも故人の政策といふべきでないかも知れぬ)即

一、田畠は從來百姓戸毎の持地であつたのを(之れを高持制度といつて居る)各村毎に集束して一村共有地の如き制度(此の處假りに小野の下に村内田畠の有高を上中下組合せたる上抽籤の方法を以て其の耕地を均等に配當し(此の均等にといふには異説があるが)私は當初は斯うであった)藩の爲政者の執つた方針といつて宜いけれども

荒廢したる百姓耕地の肥瘠を均分して租税負擔力を平等ならしめたい。

といふに在つた。前に引用したる田苗真土の庄屋上甲善兵衛の聞書の中にも此の竿入の直接目的が此處に在つたといふ心持がハツキリと見えて居る（即竿入した結果として村内の田畠を其村と、之れが爲に土地の廣狭と戸数との關係を保たしむく村の聯合をしたことを書き、尙竿入の公平を期する爲に竿入人を他村の庄屋としたことなど書いて居る）。

竿を短くすることによつて先きに吉田に分地の爲に減じたる三萬石を打出すといふ問題は此の竿入地の直接目的ではないと私は見て居る。此の事は今一度後に記述するであらう。

之れ等錯綜したる目的を達する手段は一に係つて検地の一舉に在る。乍併此の検地に當つて從來の六尺五寸竿（或は六尺三寸竿）に代ふるに六尺竿を以てするといふ一事が大問題であつた。即時勢と藩の眞意とを解せざる百姓一般は此の間竿の實施に對して好感を持たぬであらうことを慮り、此の検地の衝に當ることを危ぶんだのである。新たなる土地制度の實施（即園持制）に對して抱負ある故人は、早晩實行せざるべからざる筈の六尺竿を用ゐることのごときは問題とするに足らずと見たのであらうが、敢然として此の検地の難局に立つこととなつた。藩は乃ち故人をして検地頭取たらしめ、中澤平右衛門（寛文七年三月廿九日）及び忍田又三郎（寛文十一年十一月十五日知行百三十石召抱）を附して之れを實施せしめた。之れ實に寛文十年十一月の事である。（不鳴條百參十石召抱）による。

斯くて此の検地事業完了の直後に現はれたのが間持制度であつた。此の制度は農民の經

済生活の上に至大の關係を有する政策上の一大事であつたことは云ふ迄もないが、之が完了の直後に現はれたといふ事實によつて検地事業と此の制度とは不離の關係を持つて居るといふことは疑ふべくもない。（勿論前に挙げた検地の諸目的はそれ／＼謂ふ所の間持制度に就ては小野農學博士によつて詳細に研究し盡されて居て、今繰々するの要はない。）

註 全然書かぬといふも心残りであり、一寸前にも一筆しては置いたが、極手近く此の制度の内容を云つてみると、例へば某村の戸数が百戸あり、其村には検地の結果田が百町歩と畑が五十町歩あるとする、此の田畠を戸数に割當てる（即連成せられたことであるが）と、耕作能力其他の理由で半人前しか持たないものを牛百姓と稱へ、更に少く四分の一人前を持つものを四半百姓と稱へた。此れ等の割當を定める前に、其村の田畠の上中下の品等のそれを公平無私に組合して五十口に分けるのである、兩うして之れを圖取りして持分を定むるのである。併し庄屋役人など公用に從ふものには役料として村の大小に應じて本百姓の幾人分かを多く給する（之れが廢藩後に役地事件となつたものとある）斯んなわけであるから之れを約言すれば土地均分の制度とも見らるるものである。くわしくは、矢張小野博士の研究の方にゆづる。

最後に、殘して置いた元祿の高直りの問題であるが、此の事件を私は此の検地の結果に附帶して起つた副貳的の事件を見て居る。検地は藩主が自己の面目を花やかならしむる爲に家格を復舊するといふ私的の事業ではなかつたのであると考へて居る。舊記に

元祿九年七月四日御登城、御老中並に柳澤出羽守殿松平右京大夫殿御列坐にて阿部豊後守殿被仰渡。

去年其方領分新田高を結、拾萬石高直り願達上聞、願之通被仰付候

あるが、之れは寛文の検地終了を距ること實に貳拾四年後のことであり、藩主の世代は既に第二代を終つて第三代宗賀公の代に移つて居る。検地の主目的が此の高直りにあつたとか、検地直接の結果が高直りであつたとか考へるのは稍々穩當を缺いて居るやうに思ふ。

六、家名再興の次第

時は第七代伊達宗紀公の治世天保時代であつた。寛文の検地以來纏まつた検地が行はれて居なかつたので（部分の検地は時々 行はれて居るが）、それを再びすることを企てられた。當時算數、測量の事に達して居た小川五郎兵衛は此の検地事業に重要な役割を命ぜられて居た。

此の頃藩醫土倉長貞諱は景樹
知行百石の弟に中といふがあつた。文武両道の修業に志高く、殊に弓馬槍劍の術を勵み、就中槍術に於て特技を示し、二十餘歳にして既に一藩上下の団目する所となつた。天保四年六月槍術修業の爲め松山藩へ行つたが、引續いて槍術を以て廻國を命ぜらるゝ直書と鯉蒔繪の盃とを下賜せられ、一藩の面目を發揚せよとの獎勵を受け前藩主で退職中
村壽公より。當主宗紀公よりも亦下賜品があつて同様の獎勵を受けたはどの者であつたから、之れを醫師の弟として部屋住のままにして置くことは心外であるとは藩主父子の感を等しくせらるる所であつた。

一方、檢地の事漸く進むに従つて藩主は遂に思を故人八十島治右衛門に致し此の頃は故人
餘年に當る
段後堂百四十。其の寛文の内捨檢地其他の偉績を追憶すると同時に、繼承者無きの故を以て家名の斷絶したるを憫み、遺勲追賞の意味に於て家名を再興せらるるの志があつた。

茲に多望なる將來ある土倉中を擧げて此の家名を繼承せしめたならば一舉にして二人物の表彰を兼行はるる結果となるとの考から、遂に之れを實現せらるるの内決があつた。けれども、若し領内に故人の血統の存するあらば、必しも土倉中をして繼承せしむるを至當としないであらうとの注意から、天保七年六月七日

八十島治右衛門相續半七儀天和年中致死去跡斷絶に相成候處血脈由緒の者御家中の内に有之候はゞ來ル廿日迄に申出候様例之通傳達候様御目付へ申聞事此處七八
子虫喰と達せしめられた。ほゞ之れと同趣旨の達が領内に向つても
あつた事と思ふけれども見當らない。所が同月十七日に至つて

演舌覺

此度八十島治右衛門同半七血脉由緒御尋御坐候處八十島親子三人墓所弔等之儀は前々より山下與右衛門並に私家にて仕來候得共確々仕候由緒相分り不申候に付前方舊記過去帳類委敷吟味仕候處私家祖梶谷助左衛門後妻は八十島家より娶候様相見申候得共此處七八
子虫喰相知不申一子
虫喰墓所弔二三字
虫喰八十島治右衛門妻半七母は豊後日出木下主計頭様御家中坂本市郎右衛門先祖坂本權大夫女に御坐候由坂本家は私家同姓之趣申傳

居候事故文化年中市郎右衛門方承り合候得共同姓之儀は相分り不申八十島家へ先祖之女嫁候儀は相辨罷在候間右等之譯合にも可有御坐哉共存候得共八十島家亡靈取扱振其砌近親之様相見候間全右引合共難相極様奉存候此度御尋に付此段申上候以上

六月十七日

梶谷藤五

とあつけたれども問題とならなかつた。いよ／＼顧慮する所なしといふことになつたのであらうが、翌月即七月の十六日の舊記を見るごと、

安藝左之通被申開出席如例

土倉 中

八十島半七天和中致早世跡斷絕之處親治右衛門義格別之勤功も有之此節迄も御爲筋に相成儀相遣候に付名跡被相立度思召し候得共當時由緒之者も無之其方儀以思召右半七名跡相續被仰付御扶持切米四人分二拾儀被下置虎之間御奉公被仰付候屢入之儀は櫻田數馬屢に被仰付候心掛可相勤候

右之趣被仰出候

註 安藝といふのは時の月番家老志賀安藝である。此の申聞は御用部屋へ本人を呼出して、月番家老から申聞るのであるから、出席如例あるのは家老若年寄一同が例の通り列席したといふ意味である。四人扶持二十俵は中之間（中士）の上位格であるけれども名譽ある家名を繼げるものなれば特に虎の間（上士）となる。

土倉 長貞

弟中へ被仰付候趣可得其意候

註 同席に於て此の様に遣せられたのであつて長貞は承するのである。

此の事のあつた時、今一つ斯ういふ事がある。

御目付へ

八十島治右衛門實子半七致早世家名斷絕之處御吉事につき大赦被仰出家名御立被成下度旨金剛山より願之趣有之處此度思召有之土倉中へ右半七名跡相續被仰付候間此度承知有之様金剛山へ可被相達候

註 兹に御吉事とあるのは之れより先、天保五年十二月宗城公は從四位下大膳大夫に叙任せられてあらるので、斯ういふ日出度ことがあると、之れを御吉事と稱して大赦が行はれ、此の機會に於て有功を旌表したり、刑に處せられて居るものその刑を寬ぐるなどのことを行はるる例になつて居る。「御曹司様（即宗城公）就御叙位大赦被仰出云々」といふことは天保六年のことであつて、その大赦の結果が此の七年に發表せられたのである。八十島治右衛門家の家名繼承の事は唯形式的に金剛山（檀寺である）から頒出でしむる手順を探つただけのものであつて、斯かる例は珍らしい事ではない。

斯ういふ次第で名跡相續の事は確定し、部屋住の土倉中は一躍して虎之間御奉公の堂々たる一個の侍となり、新規御召抱と同じ意味の取扱と爲つたのであつたが、此の年の冬に至つて吉田領蕨生村に八十島治右衛門の血脉ありといふ者があるといふことを知つた八十島中は、既に血脉といふ者の現はれたる上は、一旦奉命したとは云へ之れを辞退するを至

當なりと考へ、翌年春拜辭の願を出したのである。ところが、同年^{即天保八年である}三月二十二日に至つて、

佐渡左之通被申聞出席如例

八十島中より願出候趣も有之に付吉田御分蔵生庄村次と申者相尋候趣も有之處治右衛門頂戴の御判物等も致所持居申傳の趣にては庄次先祖へ治右衛門娘相嫁候事にも可有之候得共右にて血脉の者は難相立其上貞享中半七死去之時分相應之者無之に付名跡不被仰付旨は致明白居候得は此節血脉に可有之筋に無之に付願書相下候に付其旨八十島中へ可被申聞旨大頭へ申聞候事

とあるやうに辭退は聽許せられなかつたのである。けれども尙快しさせず、再度左之書面を提出して拜辭の願を繰返したのである。

八十島半七天和中致早世跡斷絶之處親治右衛門儀格別勤功も有之此節迄も御爲筋相成候儀相遺候に付名跡被相立度思召之處當時由緒之者無之に付去七月不存寄以思召私へ右半七名跡相續被仰付冥加至極難有仕合奉存候然處去冬吉田御分蔵生庄村次と申者八十島家由緒之者之趣承知仕候得は何卒彼者御吟味被成下置度並に由緒の者に相違も無御坐候は、私相續仕候儀以御仁恕御免被成下度奉願上候に付彼者御吟味被成下候處治右衛門頂戴仕候御判物等も有之申傳候趣にては庄次先祖へ治右衛門娘相嫁候事に

も可有之候得共右にては血脉之者には難相立其上貞享中半七死去之時分相應之者無之に付名跡不被仰付旨は致明白居候得は此節血脉之者可有之筋に無之趣にて願書被相下候處又々奉願上候段は實に恐入儀に奉存候得共抑私儀八十島家由緒之者に無之に付以思召右名跡相續被仰付候儀に御坐候得は右様由緒之者相顯候上は何卒私相續仕候儀以御憐憫御宥免被成下置度奉願上候、乍併以思召被仰付候儀再應奉願上候段重々恐入儀奉存候得共格別以御吟味願之趣被仰付候は、重疊難有仕合奉存候 云々

既定の問題は此の再度の願によつても動かさるべきでなく、故人の家名再興は斯ういふ次第で確定したのである。

◎

此處に問題が殘る。それは

- 一、何が故に故人が藩主から戴いた御判物が蔵生に残つて居るか、といふこと
- 二、果して「申傳の趣」のやうに「庄次先祖へ治右衛門娘相嫁候事」に相違ないであらうか、將又「梶谷助左衛門後妻は八十島家より娶候」に相違ないか、

の二つである。以下暫く此の問題に就て書いて見やう。

最初に書いたやうに北宇和郡吉野生村大字蔵生にも八十島家がある。八十島祐太郎といふ老人が隠居して辰男といふ若い方が戸主となつて居るゝ家と、祐太郎氏の弟佐

一郎氏が近頃分家して居られて此の家に八助氏があるといふ二家である。此の外に今一家同郡泉村大字出目に八十島義光氏があり、此の分家に八十島米市氏がある。此の蕨生と出目との兩八十島家は元一家のやうである。今は何れを本家何れを分家とも断じかねるが、此の両家の位牌、石碑に就て調べたこと、故人の子女の法號とを対象して先づ第二問題から書いてみる。

一、故人の子女は普門品跋文に據る

長男 脱心宗白居士 二女 幻春妙中童女

三子 芳天幻華童子 四女 實岩性貞信女

五女 一露全無童女 六女 光運壽電禪定尼

であるが長男半七親明と童子、童女あるのとは問題に入らない。信女、禪定尼の第四女と第六女とが問題である。然るに別に調べた所によると、半七親明の卒去に先つこと二ヶ月、貞享二年十月二十八日に藩士三瀬長右衛門（故人と共に既記鈴木忠右衛門組に見ゆ）の妻として卒去した實岩性貞禪定尼といふがある（信女を後に禪定尼と改むるごとき例は多いことである）。之れが第四女であらうと思ふから、第六女が蕨生若くは出目へ嫁したか或は梶谷助左衛門の夫人となつたかの問題である。そこで

二、蕨生の八十島家に就て享保年間迄に卒去した人々を調べてみると位牌の

夏林道樹信士 元祿十四年五月廿三日

芳林惠秀信女 正徳二年正月二十七日

圓室道禪信士 享保五年二月九日

此の二基の位牌は
農家のとしている
と見えた。

塾室妙祐信女 享保廿年十二月廿四日

秀圓信士 享保十年八月十日

與惣右衛門

寒月禪定尼 享保十五年臘月六日

與惣右衛門妻

此の三夫婦だけであつて問題に觸れて居ない。強いて云ふと初代夫婦を考へねばならぬのであるが、普門品跋文に「壯而有多子皆不幸死而矣」である（上甲善兵衛の開書にも明かに書いて居る）正徳迄存生して居ては事實と一致せぬ。翻つて泉村出目の八十島家墓地に就て調べたところに據る（同家には古い位牌がない）。

春山無心信士 延寶元年

雲林道樹信士 元祿十四年辛巳五月廿三日

蕨生の初代と同一人かと思はる。

宗圓禪定門 元祿十五年壬午

覺月妙本信女 寶永二

惠雲受潤禪定門 寶永六年己丑八月廿四日

宋閑禪定門 享保五戌歲霜月初六日

(寒月) 禪定門 享保十五年十二月十六日 蕨生の三代と同一人かと思はる。上の二字全く讀めず
等があつて此の他に法號の刻されて居ないものもある。之れも同じく問題に觸れない。
茲に於て、謂ふ所の「申傳」なるものは御判物が其の家に在ることから推定しての「申
傳」ではないかと考へる外はないといふことになる。梶谷家の事は後に譲る。さて、
然うすると、第一の問題なる御判物持傳への理由は如何うか、

蕨生八十島家の墓地に現存する石碑中に

源宗妙潤大姉	寶曆四甲戌年九月朔日	板坂三順妻
眞翁宗禪居士	寶曆十一辛巳年八月十九日	板坂三順
全冬成呆信士	寛政二戌十月二十九日	板坂平兵衛
觀秋妙善信女	寶曆十二壬午七月二十九日	板坂平兵衛妻
梅岳泰翁信士	文政五年五月十四日	祐右衛門
岷岸泰音信女	之れには年月及名が刻してない。祐右衛門夫人であらう	
智本道清信士	天保二卯四月二十九日	庄次伴甚吾
文忠宗儀信士	之れは年月が刻していない。 が、天保七年以後のもの	八十島庄次夫婦
本然智貞信女	之れには年月及名が刻してない。 に相違ない。	

などがある。之れ等につゞくのが慶應明治時代のものである。

一般に斯うした農家には姓苗字を稱へないのが例であつた。或は公衆の爲に或は直接藩に對して功績のあつたやうな場合に限つて特に之れを許さるが例であつた。想ふに板坂三順なる人は之れに恰當した人であつたであらう。そこで、苗字を許さるに當つて久しく用ひなかつた先祖の稱へた苗字を復現したものと考へねばならぬ。菩提寺近くの川岸に

光明真言一字一石十遍塔 寛延三庚午三月吉祥日 施主 板坂清規

といふ一基の塔を現存するが、清規といふは三順の諱であつて、此の時年六十であつたこと出目の八十島家の古文書によつて明かである。此の供養塔を建てた時に吉野から長藏、所では庄屋役人が参列したことも書いてある あの方に於て他に聞く所のない此の板坂家といふ苗字と、現に蕨生及出目の兩八十島家の用ひる家紋と、後に記する所の板坂家とに考慮を拂つてみると、問題の御判物持傳への理由釋然たるものあるを感ずるのである。

とにかくに、今の蕨生及出目の兩八十島家は古くは板坂であつた。其の八十島と稱するに至つたのは、石碑面にも明かなるがごとく、宇和島城下に八十島家の家名継承十島家に現存する舊文書にも亦文政四年に於て同じく板坂と稱して居ること、次の挿入圖によつて明かである。のみならず、同家所藏の古書籍の表紙裏にも「天明二壬寅



書文古の家島十八目出

七月十六日 板坂宣

清」と署名してある
兵衛の諱と想定する。平
身地を金澤藩若くは
其の領内と想定して
置いたが、板坂家
即、今の兩村の八十
鳥家の祖先を指す。も亦
同じく金澤藩の出身
者であると想定せざ

るを得ない。金澤藩侍帳に古く

貳百石、紋丸内すはま
板坂忠次郎
貳百石、紋同
板坂八三郎
貳百石、紋同
板坂登佐吉

である。前記兩八十島家の祖先なる板坂其の人は此の内の何れか、或は其の何れかの

家族であらうと考へて居る。現に姓は庄次其の人から稱へ始めた八十島を稱しながら
家紋は依然として板坂家固有の丸に洲濱(鷲)紋を用ひ來つて居らるることが、此の想
定を力づけるものである。

某日此の事を八十島樹次郎氏に通じた。氏は之れを基とし傳を索めて金澤市出身の
板坂順治氏(退役陸軍少将で現に東京市に居住せらるから)の左の意味の書信を示された。

板坂家の祖先は尾張を生國とし、前田利家公の令兄
縫殿之介の家臣であつた。一時縫殿之介の女の婚家

なる丹羽長秀、浮田秀家の家臣たりしこあるも
二千石(五百石を食みし)
終にまた金澤に歸る。

板坂家は藩主の封祿増進と共に一軒二軒と増加し、遂
に六軒に分離されたもので、利長公、光高公時代
に三軒に分離、それより松雲公時代に又分離し、遂
に明治直前迄に六軒となりしものである。云々

此の書中に謂ふ所の「光高公時代に三軒に分離」といふ時、此の頃は正に板坂家
十島家家祖の故人と共に或は相前後して金澤を去つた時と考へらるるのである。

註

前田家は利家公を初代とし、次が利長、次が利常公、而して光高公であるが、利常公は寛永十六年致仕
萬治元年利長公に先づて卒せられた。光高公は寛永十六年襲封して明暦二年に卒せられた。



家島十八目出生藏及家坂板
紋籠に丸ゝ用に

此のやうに相率ゐて、或は相前後して金澤方面を去つた八十島、板坂の兩人は、一は宇和島藩に仕へ、一は同藩領内閑靜の地に歸農したとはいへ、其の交遊は昔に變らぬものがあつた、といふよりも、遠く先住の地を離れて此の地方に住へる關係から、一段の濃厚さがあつたと考へねばなるまい。随つて、故人の卒去後二十年の長年月、獨り淋しく暮して居つた夫人鶴棲院は、少くとも機を得て板坂家を訪問すること屢々であつたと考へらる。或は或る期間板坂家に同居したこともあるではあるまいがとも考へらる。之れが人情であらう。

夫人臨終の際に於て故人に關する貴重なる書類のごとき、心を安んじて之れを托するもの當に板坂家なるべきであらう。御判物持傳の導引を此の點に置くこと不合理とは云へまい。

若し故人の末女光運壽禪定尼が板坂家に嫁したといふ實証が舉がるならば、前記のごとく夫人の晩年に於ける板坂家との往來も益々有意義となり、御判物持傳への理由も益々明瞭となるが、今は之れ迄の確實性を見出し得ない。

然らば禪定尼は梶谷家此の家、今は改姓して居らるる大神と稱して居るに嫁したであらうか、其の菩提寺なる西江寺に就て過去帳を漁つたが遂に得る所なく、同家の墓地も、同家零落と共に古いものは全く廢れて之れを探るに由なき次第であるから、更に他日を期するのほかない

こととなつた。

尙、兩八十島家系のには

杖山文國居士

安永七年三月十六日(蔭生)

坂本古助夫婦

といふ石碑があるが、之れは板坂家と故人の夫人坂本氏との關係の追憶から稱へたものではあるまい。出目八十島家には論語の古本があつて、其の表紙に「安永五丙申二月廿五日讀了」とあり、其の表紙裏の雜書ザクシの中に同じ筆跡で「坂本」とある。之れが古助其人であらうと思はるが、寶曆の清規、天明、寛政の宣清と文政の某と三代續いた板坂の世代中に此の古助に入る地がないやうにも思はる。之れは疑として残しておく。

註 板坂家の家紋は丸に圓渦、坂本家の家紋は單なる丸である。此の兩家には系統上何か關係あるかにも思はるが、考察の資料を持たない。

立歸つてこゝに再興八十島家家祖の其の後を略歴として書いて置かねばならぬ。

土倉家は家祖を治庵諱は巖徳と稱し、前主は毛利甲斐守である。前に書いた寛文十一年の御野始の行列中に見えて居る土倉治庵とあるが此の人である。之れを初代として崇任、崇受、崇輔、崇良を經て巖俊即仙哲となつて居て此の人の長男が長貞崇積あり、次男が即再興八十島家の家祖である。諱を巖副カニバタと稱し、夫人は同藩士井關又右衛門の女(名はトシ)後の夫人は同藩士細川官左衛門の女(名はツネ)である。

一、天保八年丁酉虎之間目付役兼學校目付被仰付御役扶持二人分

一、天保十年己亥富澤町西河與兵衛上ヶ屋敷拜領
一、天保十一年庚子七月江戸詰被仰付
一、天保十二年辛丑御金奉行助役被仰付御役扶持二人分

一、天保十四年癸卯歸國

一、同 年 大阪御目付役被仰付百石高外に役料拾俵

一、弘化二年乙巳大阪目付役御免、山奉行被仰付都合五十五俵

一、同 年改遷流捨世話方被仰付

一、弘化四年丁未七月文武世話方被仰付

一、嘉永四年辛亥御取次格被仰付

一、嘉永五年壬子半紙方引受頭取被仰付

一、嘉永六年癸丑後隊使番被差免

一、安政四年丁巳依願文武世話方被仰付

一、萬延元年庚申依願半紙方引受頭取被差免

一、嘉永三年癸亥武術頭取差添被仰付

一、文久三年癸亥武術頭取差添被仰付

一、慶應元年乙丑後隊使番被差免

一、慶應二年丙寅鐵砲頭格被仰付

七、其後の八十島家

此の題下に結末を求むることが、叙事の行きがよりとして恰當であるとの見解の下に此の一節を設けた。資料は主として八十島家から之れを受けたが、記述の形式は全く私の構案である。

八十島 中

土倉崇俊ノ二男、文化二年五月十三日生、幼名は良松、栗丸、更翁ハ其號

明治二年隠居、明治七年十二月十七日卒す。年七十。其他既記。

先夫人 名ハとし 同藩士井關又右衛門ノ女

後夫人 名ハつね 細川官左衛門ノ女

文久三年宗城公ニ隠伴シテ上京シ禁岡非常醫術トシテ居残ル。

元治元年六月歸藩。

慶應二年征長ニ付三机ニ出張。

明治二年父退隱ニ付相續。

明治三年権大輔事試補二等監察、尋で小尾監察兼刑法掛被命。

明治四年九月臨掌被命。

明治五年宇和島縣廢セラルニ臨ミ職務被免。

明治廿一年退隱、同廿八年十二月廿一日卒ス。年五十七。
故小川橋一郎ノ
妹ニ當ル

夫 人

名ハ長ナガ、小川年持ノ女

妹ニ當ル

瑞 仙

土倉長貞ノ養子ト爲ル。後擴ト改メ、晚年抗ト改ム。

初メ三春有貞ニ嫁シ、後川之石出身矢野武一郎ニ嫁ス。

柏

静

不破武衛ニ嫁ス、即故不破信一郎ノ母ナリ。

虎 良 松 明治五年夭

山内明保ニ嫁ス。明治十五年卒ス。

親 德

行藏ノ二男、明治六年四月九日生。

明治廿一年父退隱ノ後ヲ享ケテ家督相続。

明治廿七年東京高等商業學校卒業、直ニ瀧澤男爵家秘書ト爲リ、尋デ同家ノ理事ニ進ミ、瀧澤同族

株式會社ヲ初メ同家關係ノ諸會社ニ重役ト爲リ、又東京高等商業學校同窓會（後ニ如水會）ノ理事
タリシガ、大正九年三月十八日病ヲ以テ卒ス、年僅ニ四十八。東京廣尾群雲寺ニ葬ル。

故男爵穂積陣重博士ノ撰ニ成レル碑文中ニ曰ク、
——天保年間藩主親睦ノ忠勤ヲ追憶シ、藩中ノ傑士土倉中ヲ擇ミテ其家名ヲ襲ハシム。中天貴尚
遇、才文武ヲ兼ネ、土倉皆免許ノ稱アリ。君ハ實ニ其嫡孫ナリ。先考ハ嚴、先妣ハ慈、子ヲ教フ
ル各方アリ。君貴性忠厚、頭達節義ヲ尚ビ、最事務ノオニ長ズ。子爵瀧澤翁備道ヲ以テ實業ヲ行
ハントス。曾テ論語算盤説アリ。夙ニ君ノ人ト爲リテ知リテ深ク之ニ屬望シ、君ガ東京高等商業
學校ノ業ヲ卒ルヤ、用ヒテ秘書トナシ、後チ理事ニ進メ、信任倍厚ク、相遇水魚ノ如シ。出テハ
歐米ニ隨ヒ、入リテハ機務ニ參ス。君明治六年四月九日ヲ以テ生レ、大正九年三月十八日病ヲ以
テ歿ス。法誨シテ明徳院大造是親居士號ス。翁其幕儀ニ臨ミ縫辭ヲ述ブ。哀悼痛切、嗚咽頗ニ
到リ、明緒斷續ス。會衆欷歔仰ギ視ル者無シ。翁ノ君ニ對スル信愛ノ深キ、寄託ノ大ナル、以テ
知ルベキナリ。噫君ハ血統無家祖ノ高風ヲ感受シ、血緣有ル祖考ノ英質ヲ遺傳シ、知己ノ志ヲ
繼ギテ利義合一ノ風ヲ興サントスルニ當リ、不幸天其壽ヲ奪フ。翁ヲシテ喪予之歎アラシムル、
良ニ所以アル也。

先夫人 名ハ穂子 西村勝三ノ女

後夫人 名ハ政子 近藤清三ノ妹

樹次郎

行藏ノ三男、明治九年一月三十日生。明治四十二年二月廿五日分家、一家創立。

明治三十三年東京高等商業學校卒業、直ニ先代淺野總一郎氏ニ聘セラレテ其秘書ト爲リ、居ルコト
數年、氏ノ推薦ニ依テ外國貿易業者越商會ニ入り、恰蘭精闢茲ニ三十有餘年、此間嘗テ渡米シ、
市俄古ニ於テ新販路開拓ノ業ニ全力ヲ傾注シテ認メラル、所ト爲リ、明治四十一年本店ニ歸リテ支
配人ニ榮轉シ、今ヤ越支配人トシテ店務統轄ノ重任ニ在リ。

盛三郎 行藏ノ四男、明治二十二年宇和島市吉田百三ノ養嗣子ト爲ル。

明治三十七年十月二十六日陸軍中尉ヲ以テ二龍山ニ戰死ス。故男爵穂積陣重博士ノ撰ニ成レル墓碑
銘ニ曰ク

嗚呼之れ忠勇なる若武者吉田盛三郎君の墓なり。君夙に身を軍籍に置き、強魯府懸の師に従ひ、旅順攻圍の軍に加はり、難攻不落の堅壁に内薄し、鐵網を斷ち、地雷を踏み、奮戰健闘、盤龍山を陥れ、「クロバトキン」砲臺を屠り、二龍山を攻め、再び傷ついて再び起ち、三度數つて終に之を抜き、堅守敵の進襲を撃退するに當り敵弾の爲めに戦死す。時に君二十五歳。嗚呼壯なる哉、烈なる哉。男子生を神州に享け、身を武直に列し、曠古の國難に赴いて一死君國に殉す。天子嘉尚し、其忠魂を祠る、洵に武士の面目なり。人生五十孰か死なからん、生其務を成し、死其所を得る、人の難しとする所、況んや臣道を完うして芳名汗青を照らすことを得るをや。君齡未だ五十に半ならずして、史上不死の人と爲り、英靈護國の佩となる、君以て瞑すべきなり。恭しく忠烈の骨を埋むるの地に題す。

鄰子	杉村虎四郎ニ嫁ス。
公一	明治三十四年夭。
昭子	明治三十七年夭。
文子	阪谷俊作ニ嫁ス。
誠之	

大正九年三月家督相續、昭和二年一月廿七日卒ス。

治子 柏木輝夫ニ嫁ス。

親義 昭和二年兄誠之ノ後ヲ享ケテ相續。

健吉 廣應義塾大學經濟學部卒業、淺野セメント株式會社員、昭和十年分家別ニ一家創立。

正吉 大正二年夭。

信之助	慶應義塾大學醫學部ニ在學。
靜子	東京女子高等師範學校附屬高等女學校專攻科在學。
義之助	東京府立高等學校高等科在學。

親義
親徳ノ三男、明治四十年十一月廿五日生、昭和二年一月廿七日兄誠之ノ後ヲ享ケテ家督相續、
昭和六年慶應義塾大學經濟學部卒業、淺野セメント株式會社員、昭和十年分家別ニ一家創立。
夫人 名ハ菊代、福田立五ノ長女。

以上昭和十一年十二月調

八、結言

伊達秀宗公入國以來の宇和島藩治は歴代相傳へて貳百五十有餘年。歴代の政治は年と共に代と共に見るべきものがあり、中興の村候公は云はずもがな、幕末に及びては宗紀宗城の二公があつて、三百諸侯中に擢んでた英明さを示された。此の長期間に於て、或は輔弼の臣として、或は大小爲政の局に當つた忠能の臣として事績の録すべきもの決して少なからざりしを信するが、記録の據るべきなく、資料の見るべきなく、著はるべくして著はれ

ざるもの蓋し多數に及ぶであらふ。吾が八十島治右衛門親隆の如きも亦其一人であつた。今其の卒して二百五十年に亘んとして、辛うじて略々其の事績の大概を錄することを得たるを喜ぶものであるが、顧れば、探索の未だ周ねからざる、詮議の未だ到らざる、完璧を得るの時は前途尚遼遠なるの感なきを得ない。茲に筆を搁くに臨んで、之れを結言としておく。

終

